

厚岸町議会 第2回定例会

平成30年6月7日
午前10時00分開会

- 議長（佐藤議員） 皆さん、おはようございます。
ただいまから、平成30年厚岸町議会第2回定例会を続会いたします。
- 議長（佐藤議員） 直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。
- 議長（佐藤議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、厚岸町議会会議規則第118条の規定により、9番佐々木議員、10番杉田議員を指名いたします。
- 議長（佐藤議員） 日程第2、議会運営委員会報告を行います。
委員長の報告を求めます。
5番、竹田委員長。
- 竹田委員長 議会運営委員会の報告をいたします。
6月6日午後3時から、第4回議会運営委員会を開催しましたので、その内容について報告いたします。
追加議案として提出された議案第57号財産の取得についての取り扱いについて協議いたしました。その結果、本会議において審議することとし、議案第56号審議終了後、行うことに決定しました。
以上、議会運営委員会報告といたします。
- 議長（佐藤議員） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。
日程第3、昨日に引き続き一般質問を行います。
はじめに、4番、石澤議員の一般質問を行います。
4番、石澤議員。
- 石澤議員 おはようございます。
さきに提出した通告書に従って質問いたします。
最初に、子供の貧困について。
北海道が平成28年に実施した子供の生活実態調査によると、過去1年間に経済的理由で家族が必要とする食料を買えなかった経験があると答えた世帯が20.5%、子供を病院などで受診させたほうがいいと思ったが、受診させなかった経験がある世帯は17.8

%など厳しい経済状況が浮き彫りになっています。

本町では、子供の貧困対策についてはどのような考えを持ち、対策をとっているのか。

資料要求として、本町における子供の貧困に関する実態のわかる資料をお願いいたします。

次に、町内の商店や飲食店の振興について。

町内の商店や飲食店の営業不振について事業主から聞き及ぶことがあります。少子高齢化の現状も踏まえた中で抜本的な振興策も必要と考えますが、町は現状をどう捉え、どのような将来ビジョンを持って振興を図っていくのですか。

3、TV難視聴地域の共聴組合巻き取り事業における低所得等対策について。

本年度実施するTV難視聴地区の共聴巻き取り事業において、低所得者等に対する配慮はどのように行われるのか。

低所得者等に対して、町が購入した受診機器を無償で貸し出すことはできませんか。

これで1回目の質問を終わります。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） おはようございます。

4番、石澤議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の子供の貧困対策について、北海道が平成28年に実施した子供の生活実態調査によると、過去1年間に経済的理由で家族が必要とする食料を買えなかった経験があると答えた世帯が20.5%、子供を病院などで受診させたほうが良いと思ったが、受診させなかった経験がある世帯は17.8%など厳しい経済状況が浮き彫りになっている。本町では、子供の貧困対策についてどのような考えを持ち、対策をとっているのかについてであります。まず、資料要求のありました本町における子供の貧困に関する実態の分かる資料につきましては、町では実態を数値として把握していませんので、提出できませんことをご理解願います。

子供の貧困対策については、平成26年1月に子供の貧困対策の推進に関する法律が施行され、同年8月には子供の貧困対策に関する大綱が閣議決定され、国において総合的に子供の貧困対策が推進されているところであります。

北海道においても、平成27年12月に北海道子供の貧困対策推進計画を平成31年度までの5年間を計画期間として策定し、教育・福祉・労働等の各部局が連携し各種施策を総合的かつ効果的に推進することとしております。

町においても、子供の貧困対策は、将来の厚岸町を担う人材育成のためには重要な課題と考えておりますが、貧困対策としてまとめた計画等はありませんが、近年、最重要施策として推進を図っている子育て支援対策をはじめ、子供に関係する多くの事業が子供の貧困対策になっているものと考えております。

具体的には、生活支援として、保護者の自立支援を行うものでは、保育所や児童館の利用。住宅支援の充実では、町営住宅の入居。家庭的養護の推進では、家事援助のヘルパーを派遣する養育支援訪問事業などを行っております。

また、保護者に対する就労支援としては、釧路市にある母子家庭等就業・自立支援センターやハローワークと連携した、ひとり親に対する就労相談支援の取り組みを行っております。

さらに、経済的支援としては、保育所・幼稚園の保育料の軽減及び保育料の2割助成を行っており、今年度から出産祝い金を拡大して第1子からの支給とし、金額も一律10万円としております。子供の医療費についても、ことし8月からは、無料化の範囲をこれまでの小学生までから18歳に達する以後の最初の3月31日までの者へ拡大し、今年度からの新規事業としては、乳児を養育する保護者に5,000円のハイヤー券を助成する子育て応援交通費助成を行っております。

このほか、従前より実施しております児童手当や児童扶養手当といった制度については、受給漏れがないよう各窓口において適切な情報提供に努めているところであり、また、相談支援としては、保健師による各種健診や保育所、学校、児童館等からの子供にかかわるさまざまな相談について、その都度、関係課、関係機関と連携し、各種の相談対応に当たっているところであります。

また、子ども食堂の取り組みについては、現在、町内の団体で事業の実施を検討している話を聞いておりますので、関係機関と連携し、支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、2点目の、町内の商店や飲食店の営業不振について事業主から聞き及ぶところであるが、少子高齢化の現状も踏まえた中で抜本的な振興策も必要と考えるが、町は現状をどう捉え、どのような将来ビジョンを持って振興を図っていくのかについてであります。北海道が行う商業統計調査などの統計資料によりますと、町内の小売業の商店数と年間販売額は減少傾向にあります。

しかし、平成16年度の年間販売額は10年前と比較すると25.2%の減でしたが、平成26年度は10年前と比較すると9.1%の減、その他収入額も合わせると4.4%の減にとどまっております。商店全体の収入額の減少は大きく鈍化傾向にあります。

厚岸町商工会において商店や飲食店の経営状況を把握できているのは、税務相談を受ける個人経営の一部とのことであり、その中では売り上げが減少している事業者がいる一方で、増加している事業者もあり、一概に全体的な傾向として減少しているとは言いきれないものとのことであります。

これまでの町の取り組みとしては、厚岸町商工会が平成23年度から平成25年度までの3年間で行ったプレミアム商品券の発行に対し補助いたしました。平成25年度の利用状況において、大型店での利用が約70%となり、小店舗での利用が減少したことなどから、平成26年度以降の厚岸町商工会での事業実施は見送られております。

平成27年度には、国の緊急経済対策として消費喚起・生活支援のためのプレミアム商品券の発行要請による交付金を財源とし、大型店が加盟していないあやめスタンプ会、厚岸湖北商業連合会、厚岸町商店会の三者が母体となる実行委員会が行ったプレミアム商品券の発行と買物ポイントカード事業に対して補助しましたが、実施機関においては売上増に結びついたとの意見がある一方、これは一過性のものであり、年間を通して見ると売上増にはならないとの意見もあったところです。

また、町内での消費循環を促すため、住宅用太陽光発電システム設置助成として厚

岸町商工会が発行するほほえみ商品券を贈るほか、町内で結婚式を挙げる人に対し、町内事業者を利用した費用を対象として助成するハッピーブライダル奨励を継続しております。

さらに、昨年度に町内事業者の設備投資と運転資金への貸付金融資制度の町支援を大幅に拡充をしたところ、利用実績が大幅に増えたことから、需要拡大に対応するため、本年度の予算計上を増額したところであります。

町としては、町全体の経済活性化と振興を促すため、厚岸町商工会に設置されている経営指導員らの専門職の人件費助成をする形でも支援しております。

町内の地元小売店や飲食店の購買力をどのように引き上げ維持していくかは、その会員を束ねる経済団体である厚岸町商工会にとって重要な課題であります。厚岸町商工会では本年度、商工業振興のための新たな組織体制を構築して各会員からの現状の経営状況と課題、今後の経営見通しなどに関する聞き取り調査を行い、商工会としての対応策の検討を重点的に取り組んでいくとし、具体的な振興策がまとまった段階では、町への支援要請も行うとのことであります。

町としては、今後も厚岸町商工会や地元商店街組織などと連携しながら、行政として取り組むべき支援策を検討してまいりたいと考えております。

続いて、3点目のTV難視聴地域の共聴組合巻き取り事業における低所得者等対策についてのうち、本年度実施するTV難視聴地区の共聴巻き取り事業において、低所得者等に対する配慮はどのように行われるのかについてであります。この事業を進めるに当たり、低所得者等に対し考慮しなければならない点としては、各戸に設置する光受信装置に関する費用負担が考えられることから、この費用負担に対する軽減策を検討しております。

次に、低所得者等に対して、町が購入した受信機器を無償で貸与する方法はとれないのかについてであります。各戸に設置する光受信装置の金額は1台当たり3万円程度を要することから、低所得者等にとっては大きな負担になるものと考えられます。費用負担の軽減策としては、減額や助成、貸与等が考えられますが、いずれも町の財政負担が伴います。現段階で明解なお答えはできませんが、機器を貸与する方法は、有効な制度として捉えております。

なお、1点目の子供貧困についてのうち、教育委員会が所管する部分については教育長からお答えいたします。

●議長（佐藤議員） 教育長。

●教育長（酒井教育長） 私からは、教育委員会が所管する子供の貧困対策についてお答えします。

教育委員会といたしましては、将来の厚岸町を担う子供たちが家庭の経済状況によって教育環境が左右されることのないよう、貧困の状況にある子供が健やかに育成される教育環境を整えることが大切と考えております。

子供の貧困については、子供の貧困対策の推進に関する法律により、貧困状態にある子供に対し、国及び地方公共団体が就学の援助、学資の援助、学習の支援、その他

教育に関する支援のため必要な施策を講ずるものとしています。

教育委員会では、それらの支援の一環として、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童または学齢生徒の保護者、いわゆる要保護・準要保護世帯に対し、就学援助費として学用品費、通学用品費、修学旅行費などの一部費用の支給と、高等学校以上の修学能力があるが経済的理由により、進学が困難な者に対し、教育を受ける権利を与えることを目的とした奨学資金の貸与を行っています。

また、学校では、全ての小中学校で放課後や長期休業中の学習支援や状況に応じた個別支援を行うとともに、学校生活や学習に課題を抱える児童生徒には、学校側から保護者に対し、教育相談や放課後学習の利用についての働きかけなどの支援、中学校においては、スクールカウンセラーを1名設置し、生徒の感情や情緒面における相談、支援体制をとるなどの対策を行っております。

さらに児童生徒の学力の意欲や低下が見受けられる場合には、教育委員会、保健福祉課及び児童相談所が連携し、厚岸町要保護児童対策協議会に引き継いでいく体制をとっています。

教育委員会といたしましては、就学援助制度、奨学金制度を町広報誌、ホームページなどで保護者への周知徹底を図るとともに、学校においても、きめ細やかな学習支援体制がとれるよう校内体制を強化しています。

今後においても、児童生徒が安心して就学できる教育環境の整備と教育の機会均等を図ることを目的とし、支援体制の充実と継続した周知を行ってまいります。

●議長（佐藤議員） 4番、石澤議員。

●石澤議員 子供の貧困対策については、これまでもいろいろ質問をしてきましたし、医療費の無償化とか、それから学用品の援助とか、そういうふうに厚岸もずっと続けてやってきているというのが分かるのですが、全体像として今回の北海道の調査の中で、この辺で言えば釧路市が対象になっているようですけれども、実態調査をしたということで、新たに今まで貧困として見えなかった部分が見えてきたというのがあるのです。

それで、厚岸もいろいろな援助もしていますし、対策もとっているのはよく分かっています。でも、その上で貧困の中で見えていない部分を前に出すということが、とっても大事なことはないのかなと思うのです。

それで、今一番大事なのが、就学前の乳幼児の子供たちの部分に光を当てなければならぬということがあると思うのです。そのことで、ひとり親家庭もあるだろうし、今の政治の中では、貧困レベルが下がってきていますから、本当に大変な生活を送っているというのを、厚岸なんかでは一体どうなっているのかということ、きちんと調べなければならないと思うのですが、そういう調査をすることは考えられないでしょうか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

- 保健福祉課長（阿部課長） 貧困の調査ということでございますけれども、貧困線、あるいは等価可処分所得という、その貧困線を、貧困のラインを決めている数字等が国民生活基礎調査でもって、そういう数値を出しております。それについて、その等価可処分所得では、日本の所得が245万円、そしてその245万円の2分の1、122万円を貧困線と線引きをしております。

そういう数値はありますけれども、今、議員おっしゃられたように、単純に今言った所得でもって、貧困というのを捉えるというのは合わないのではないかなと思います。やはり、いろいろな問題がそれぞれの家庭の中であって、そういう状況がいろいろ錯綜をしている中に、所得というのは貧困の根底の部分とはあるとは思いますが、いろいろな問題が重なり合って、支援が必要な子供が出てくるとは思います。

そういう意味で、そういう子供をどう調査をするのかというのは、非常に難しいと考えております。そういう意味では、全体的な、やはり子供に対する支援というのが、結果として、そういういろいろな問題を抱えている子供たちにも支援がされる内容になるのだと考えておまして、今の段階では、その調査ということについては考えておりません。

- 議長（佐藤議員） 4番、石澤議員。

- 石澤議員 道の調査を使いながら、独自でやっている町村もあるのです。その中には、親御さんに聞く家族や子育てに関する調査とか、それから小学校1年生から小学校4年生まで、小学校5年生から中学3年生の、これは子供でなくて親に聞いているのですけれども。そのほかに高校生、独自に、高校生とか、それからあと小学校5年生から中学3年生までの子供に対してのアンケートという形をとりながら、親には言えない、自分はこういうふうにしたいのだけれども、これはできないとか、そういう思いとか。それから小さい乳幼児であれば親が悩みを書けるような、そういうような調査の仕方もできると思うのですが。

そういうことで、厚岸町の今、一生懸命やっている子育て支援が、ある意味充実していくと思うのですけれども、そういう意味でも、私は調査が必要でないかと思って、大変だとは思っているのですよね。それでも今の子供たちがどうなっているのか。学校で学力テストなんかで調べているということもあるのでしょうけれども。その子供たちの今の現状とか、やはり実際問題、育てている人たちの本当の思いなんかを聞き取るということは大事なことだと思うのです。

この貧困というのは北海道だけでなく、医療を受けられないとか、受けるのをちゅうちょするというのは日本全国、大体同じような数字で出ています。ですから、やっぱり厚岸の場合、一次産業が中心ということもあって、どういうふうに出てくるのかなとは思いますが、それでも安心して子供たち、自分らしく成長していく、それをバックアップするためにも、できれば世帯実態調査というのを、やらないというのではなくて、考えていってほしいと思うのですがいかがでしょうか。

- 議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

- 保健福祉課長（阿部課長） 子供のそれぞれの状況につきましては、それぞれの年代ごとに、それぞれの担当部局等でかわりを持って、その対応をしております。

乳幼児、本当に子供が生まれたとき、町の保健師は生まれる前からかわりを持ってありますけれども、その生まれた子供に対しては全戸訪問ということで、まずその子供の状況を把握をするということで始まりまして。そして、保健師の部分では、そういう中から健診も定期的にございますので、そういった中で子供の状況というのは捉えてありますし、そういう中で今度お母さんたちも、いろいろな項目についてスクリーニングというような手法でもって、困りごとなんかのお話なんかも聞いているような状況です。そういう中から問題、課題を持っている家庭についての支援というのは、そこからいろいろな形につなげていくという体制をとっております。

その子供たちが大きくなって保育所、幼稚園ということになりますけれども、そこはそれぞれの機関でもって、やはり心配な子供については私どものほうに情報もいただきながら、連携した対応をとるといような対応をとっております。

それから学校に上がってからという部分では、先ほど教育長からのお話にもありましたけれども、小学校、中学校、そちらのほうで、支援の必要な子供についての対応というのは出てまいりますので、そこも私どものほうと、いろいろな課題の部分、関係ある部分について連携をとって、一人一人の子供についてのケースについて対応、問題ある部分についての対応というのは、連携をして対応をとっているということです。

それは、翔洋高校の部分でも、そういった心配のある子供さんについての相談なんかは私ども受けておりますので、そこで、やはり連携をした対応というのは、いろいろ検討をして進めているということになっております。

そういう部分では、ちょっと大きな町と違まして、厚岸のこの町で、そういう子供さんに対する私どもとの関係というのは、いろいろなそういう保育所だとか学校だとか、そういう部分、それから保健師と近い状況にあって、そういう状況を把握をしている状況はあります。100%とは当然言えませんが、そういう対応をとっておりますので、そこで改めて調査をすると。その調査というのは、所得から始まりまして、家庭の状況、いろいろな状況を聞き取るという話になってまいりますので、非常に相手方の部分ではいろいろ課題のある問題だと思えます。

そういう部分では、今の段階では、そういった調査は考えていないという状況でございます。

- 議長（佐藤議員） 4番、石澤議員。

- 石澤議員 分かりました。厚岸町という、ある意味限られた、子供たちの数も見える世界ですから、あると思うのですが、それでもやはり、そういうふうに課長が今おっしゃったとおりに連携して育てて、子育てをしていくという点を今強調されましたので、そういう意味ではそれをきちんと教育委員会から保育所から学校から全部つなげて、今翔洋高校のこともおっしゃっていましたので、そういう中でつながった中での

支援をしていくということなので、それはこれからもよろしくお願ひしたいというのと、前に去年でしたか、ネウボラという子育てのことを質問したことがあるのですが、それも全部つながっていく子育ての支援です。ですから、それも具体的に、今の状況を見ているとやっているようですので、厚岸町の子供が貧困で、自分の思った高校とか大学とか、それからいろいろな仕事に就くことができなかったことのない支援をこれからもお願ひしたいと思います。まず、それをお願ひいたします。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えをさせていただきます。

この子供の貧困問題、これは私も大きな社会問題と捉えております。

それで、質問にありました北海道の子供の生活実態調査であります。これは北大の研究班とともに調査をいたしたようであります。その北大の中心となって調査に当たった松本先生というのがおります。その松本先生は、このようにお話をいたしております。今回の実態調査を見まして、子供の貧困は子供と高齢者福祉、教育、医療、雇用、地域経済やまちづくりなど、あらゆる問題が複雑に絡み合っていることが分かる。かわいそうな子供を抜き出して支援すればいいという問題ではない。社会全体を支える総合的な施策が貧困問題解決にも寄与する、というようなお話をいただいているところでございます。

そういう意味におきましては、ご承知のとおり、厚岸町におきましても第1回目の答弁でさせていただきましたが、いろいろな子供・子育て支援対策を講じておるところでございます。本年度の平成30年度の予算におきましても、三つの重点項目を挙げて予算編成をさせていただいたところであります。その一つに、子育て支援の推進ということをも最も重要な予算として、約32項目にわたっての予算編成をさせていただいたところでもございます。

しかし、これで満足するものではありません。これからも当然、財政状況もあるわけでありますので、これも踏まえながら、さらに貧困対策という意味においての総合的な対策を講ずることが必要である。そのように考えておりますので、今後もしっかりと取り組んでまいりたい、そのように考えておりますのでご理解をいただきたいと存じます。

●議長（佐藤議員） 4番、石澤議員。

●石澤議員 よろしくお願ひします。

貧困によって、とりわけ子供に与える影響というのはとても大きいと思います。安心して子育てできるお母さんやお父さんのもとで、その子の人生が未来に向かっていけるような、そういう厚岸町であってほしいと思っています。

次に移ります。

次のまちづくりなのですけれども、いろいろやっていますということで出ているのですが。こういう取り組みをしたときに、商工会の方とか、それから飲食店、商店、

それから厚岸町のまちづくりというか、営業不振になっているという事業主の人たちの声が本当に、もうやめなければならないという方も出てきています。

その中で、きのうのコンキリエの実態というか、コンキリエはすごく今、皆さん注目されて、お客さんもたくさんいらっしゃっているということもある、いい傾向のお話をされたのですが、このコンキリエと町内の商店に対する、コンキリエから町内の商店に対して振興するというような取り組みとか、そういうことというのはつながってはいっていないのですか。

コンキリエに結構、年間何人って来ていますよね。そういう方たちが、この商店街のほうに入っていくというか、入って、いろいろな形で商店街を活性化するというような対策というのとはとれていないのですか。どうなのでしょう。

●議長（佐藤議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） ご質問者おっしゃられるように、道の駅には大勢の町外からの方が訪れている実態にありますし、増えている実態にもあります。

そういった中で、実はあそこに総合観光案内所というのを設けておまして、そこは町のほうで味覚ターミナルのほうに委託しているわけですが、そこでさまざまなお客様からのお問い合わせがございまして。その中で、実は町内の飲食店の紹介をしてほしいというお話も結構あるのです。それからコンキリエにないものとか、食べる場所とか、それから買い物する場所とか。観光案内所ですから、観光の見所とか。それから宿泊する場所の紹介とか。

そういった意味では、かなりコンキリエに来たお客様を町内に誘導する役目というの、コンキリエ自体は担っているなと思います。

昨年、1年間の実績でも直接のお問い合わせが1,100件もあるのです。ですから、それ以外にも情報の発信というのにはしていますから、その情報を見ながら、町内を、厚岸に来た場合に回って歩いて行くという状況は、徐々に増えているなとは思っているところでございます。

また、厚岸ウイスキーのニューボーンという商品が2月に第1弾が出ましたけれども、今度は8月にまた違う種類のニューボーンが発売予定ということでございます。その段階では、町内のお酒を扱うところにも、そういったものを提供するということにもなっております、そういった意味でも連携といいますか、そういったこともできているなと思います。

あとは、これはカキd e ござ〜るというイベントが、ずっとコンキリエを会場にして行っているのですけれども、そういったところでも特別販売の商品を、お店でつくったものをコンキリエの中で売るとか、そういうこともしたり、徐々に徐々に連携は強めていっているなと思っているところでございます。

●議長（佐藤議員） 4番、石澤議員。

●石澤議員 そういうふうにお問い合わせが来る。そういうことで町の中においていて

いるのではないかということですよ。その実態がどうなっているのかというのは、商工会も含めて調査したことはあるのですか。道の駅から商店街にいろんな情報を流したことで、商店街がどういうふうになっているかという。今、商店街とか、それから飲食店とか、そういう人たちの困り感みたいなものを、実態がどうなのかというのは調査をしたことはあるのですか。

●議長（佐藤議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） 個々、お店のお客様が、コンキリエからの紹介に基づいて来たかどうかというのは、調査はちょっと難しいかなとは思っています。一人一人のお客様に聞くわけにはちょっといかないのかなと思います。そういった難しさはご理解いただきたいとは思っています。

ただ、私が申し上げているのは、コンキリエもああいうところですから来られるのだけれども、ほかの美味しいお店、どういったお店があるのかというお問い合わせはあるということは、厚岸町には非常に興味を持っていただいている人が増えてきているのだらうなと思っております。

ですから、そういったことの誘導というのも、これからは積極的にやっていきたいし、観光案内所の職員もいろいろな情報を今、すごく積極的に勉強をやられています。研修とかも行かれていますし、どういった案内が適切かというのも勉強されているのです。

ですから、そういった意味ではこの部分は直接お話しするという立場の方、非常に大事な情報の発信源にもなりますから、そういったことでは町内の、個々のお店の特徴だとか、いいところだとかというのをもっと積極的にアピールしていけば、町内でまた違う展開も生まれてくるのではないかなと思いますし、今は、そういう動きは出ていると思っています。

あと、商工会のほうの調査の話もされましたけれども、そこは今まできちんと正確に、今回改めて組織体制をきっちりつくって、重点的に取り組むと。そのためにはまず現状の調査が必要だろうと、これは当然の話だと思うのです。そこは商工会に専門の経営指導員という人も二人いますし、それから、それにサポートする職員もいる。専任の職員5人体制でいるということで、そこはきちんと取り組んでまいりたいということでもありますので、そこを現状を踏まえた中で、将来展望を経済団体として考えていきたいと。そのときには、やっぱり経済的な支援というのは、やっぱり町が一番最初に手を差し伸べる、当然の話だと思います。経済団体と言えども、経済的な、財政的な基盤は弱いという状況もありますし、経済の活性化というのは、厚岸町として全体として取り組むべき事項であると思いますので、今はその調査、それから重点的な施策の検討というのを情報を共有しながら、町もそこにはある程度のかかわりは持ちたいと思っております。

また、そこは今組織体制をつくらうということの意思表示が、総会後の理事会の中でできたばかりだそうですから、これからではありますけれども、そういった動きを強めていこうという、強い意思は感じられますので、そこには期待したいと思っております。

それと、それに対する厚岸町の支援、検討というのを考えていきたいと思っているところでございます。これについては、前向きに考えていくべき事項だと思っております。

●議長（佐藤議員） 4番、石澤議員。

●石澤議員 実態調査も含めて、そういう支援をするということで、動いていくということなので、また改めてどういうふうに取り組むことになったかも含めて、できれば報告いただきたいなと思います。

次に移ります。

共聴アンテナのことです。それで、これから、来年になるのかな、やる分と、それからこれからも共聴アンテナを変えていかなければならないというのは何件くらい対象にはあるのでしょうか。

●議長（佐藤議員） 総務課長。

●総務課長（松見課長） 30年度におきましては3地域を計画しておりまして、31年度は2地域が現在の3カ年実施計画で予定している箇所ではありますが、31年度に何とか整備いただけないかというところが一、二出てきておりまして、今回3自治会、それから来年2自治会と、合わせて全部で6自治会ほどあるのですが、そのうちデジタル化への移行を考えている自治会が、この30、31の5地域以外に二つ今、ご相談を受けているところでございます。

●議長（佐藤議員） 4番、石澤議員。

●石澤議員 そういうときの、そういう説明というのは、町のほうから職員、担当する方が行って、どういうことになって、どういうふうの説明するかということも含めて、説明があるのですね。

●議長（佐藤議員） 総務課長。

●総務課長（松見課長） 30、31年度の予定箇所については、もう既に町側から出向いて説明を終えているのですが、改めて再度の説明が必要と思われる部分については、ちょっと地域の事情を聞いて説明に伺う予定であります。

なお、その後、現在二つほど計画外の相談に関しては、今のところ地域の役員の方が町のほうに来ていただいたところでご説明はしているのですが、それを抱える会員の方たちには今後の説明となります。その時期については、今のところ未定でございます。

●議長（佐藤議員） 4番、石澤議員。

●石澤議員 地域の事情というのはいろいろあると思うのですよね。それで、ここにも書いてありますが、3万円というブースですか、それを負担するということは、本当に低所得者とか、そういう方にとっては大変な金額になってくると思うのです。

そもそも、このデジタルに変えたということ自体が、これ国がやった仕事ですよね。デジタル化すると、アナログでなくてデジタル化に変えると。そのことで、皆さんがいろんな負担をして、共聴アンテナを立てるとか、そういうような形でやってきたと思うのですが、国の予算、27年度で地上放送完全デジタル対策完了となっているのですが、この後の、国のほうでデジタル化からまた新たに移るということに関しての補助金というのは一切ないということなのですね。

●議長（佐藤議員） 総務課長。

●総務課長（松見課長） 厚岸町では、国の制度がある範囲の中で整備をさせていただいたのですけれども、その後の国からの補助金等のご説明は、今のところはないというふうに、私どもは捉えているところでございます。

●議長（佐藤議員） 4番、石澤議員。

●石澤議員 去年だったのかな、29年のときに光に移す場合に対しての補助金の、総務省テレビ混信対策センターというところがありまして、この中に既存の共聴設備を改修してというところがあるのですが、これは厚岸町の場合、使えなかったのでしょうか。ケーブルテレビサービスに新たに新規加入する場合というのがあるのですが、ケーブルテレビがある場合は、これは使えないということなのでしょうか。

●議長（佐藤議員） 休憩します。

午前10時52分休憩

午前10時56分再開

●議長（佐藤議員） 再開いたします。
総務課長。

●総務課長（松見課長） 申しわけございません。

ちょっと情報については確認をさせていただいたところでございました。

現在残っているのは、これは当時、厚岸町もこの制度を利用して行った内容と同じような内容でありまして、アナログの全町的な環境の中でデジタル化を図らなければテレビが見れないという状況、これを改善するために光ケーブル網を、これを全町域に張りめぐらせた、これが厚岸町が行ったものです。この制度は今も残っている。

ちょっと名称が変わっているようでございます。今、おっしゃったものがそうでございます。

では、厚岸町でそれを使えないのかというところですが、今のところは住宅街、住宅が張りついている、あるいは事業所が張りついている、厚岸町の全地域については、光ケーブル網が細かく入っております。あとはそこに引き込むだけといいますか、今回それが事業なのですから。

つまり厚岸町で今後対象となるものは、どこか新たに集落ができた。そこには恐らく光ケーブル網が行っていないだろうという地域に住宅街が形成されてきた。そういった場合に、そこは光ケーブルが入っておりませんので、これは地域採択が可能となる。つまり、今デジタル化の光に必要な光ケーブル網がない地域について、厚岸町が利用した平成21年の制度と同様な形で残っているということでもあります。

ですから、町は現在全て終わっているということで、今回の既に共聴組合さんはデジタル化になって、現在テレビ見ている状況であります。ですから、デジタル化でテレビが見られている状況、これについては、当時もう既にデジタル化になっているということで、当時の事業範囲には対象外というところでございます。

したがって、現在も同じ制度は残っているということで、過去よりも進歩した制度ではなかったということを確認してまいりました。

●議長（佐藤議員） 4番、石澤議員。

●石澤議員 そうすると、新たな助成金というのはないということですね。

それで、この市町村または第3セクターテレビ、災害のときに、地域における災害時における、そのケーブルテレビに対しての事業基盤であるネットワークの整備を支援してきた実績があることが支援になるということもあるのですが、こういう形でいろんなケーブルテレビに移行していくための、その補助金という形で、国からまたいろいろ出ているような気がするのですが、全くないということであれば、ほかの方法を考えるしかないと思うのですが、そのときにまず地域の実情を必ず把握してほしいということと、それから丁寧な聞き取り、それから丁寧な説明、それから納得いくまで話し合っ、本当に何に困っているのかということのをきちんと把握した上で事業を進めてほしいと思うのですが、それを最後の質問にいたします。

●議長（佐藤議員） 総務課長。

●総務課長（松見課長） これに対する補助金等については、私どもも多額な費用を投資するわけですから、本人負担もありますけれども、町としても多額の費用がかかるわけですから、いろいろ関係省庁に確認したところ、一切ないという回答でございました。

それから、住民への丁寧な説明であります。引き続き、丁寧・親切な対応を継続してまいりたいと思います。

●議長（佐藤議員） 以上で、石澤議員の一般質問を終わります。

次に、5番、竹田議員の一般質問を行います。

5番、竹田議員。

●竹田議員 さきに提出しました質問通告書に従って、質問をさせていただきます。

1、生産性向上特別措置法について。

中小企業の設備投資を促すまちの取り組みについて伺います。

2、働き方改革について。

まちの取り組みについて伺います。

3、災害時の避難所対策について。

DHEAT(ディーヒート)の制度化に向けたまちの取り組みについてお伺いします。

以上であります。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） 5番、竹田議員のご質問にお答えをいたします。

はじめに、1点目の生産性向上特別措置法について、中小企業の設備投資を促す町の取り組みについて伺いますについてであります。生産性向上特別措置法は、近年の情報技術分野における急速な技術革新の進展による産業構造及び国際的な競争条件の変化等に対応し、我が国産業の生産性の向上を短期間を実現するため、計画で定める期間内において、新技術等の実証の促進等の確信的事業活動による生産性の向上に関する施策を集中的かつ一体的に行うなどの措置を講ずる必要があるとして、去る5月16日に通常国会において可決・成立、5月23日に公布され、6月6日に施行されたばかりの法律であります。

この法律における主な支援策の一つに、中小企業者の設備投資に対する市町村の固定資産税の減免措置があり、地方税法附則第15条第47項において、生産性向上特別措置法に規定する導入設備に対し、新たに固定資産税を課せられることとなった年度から3年間は、課税標準となるべき価格に2分の1以下の範囲内で市町村条例で定める割合を乗じて得た額とする旨が規定されたことから、厚岸町では、本定例会において提出しております町税条例等の一部を改正する条例案において、その割合をゼロとし、導入した減価償却資産に対する固定資産税の特別措置としての最大3年間全額免除したいと考えております。

この特例措置を受けるためには、町が導入促進基本計画を策定して国の承認を受け、まちの計画に基づいて中小企業者が先端設備導入計画を作成して町の認定を受ける必要があります。その条件として先端設備の導入により年平均で3%以上の労働生産性の向上などが必要であるものの、固定資産税の特例措置のほか、試作品開発や販路開拓、経営改善のための設備投資などを支援する国の補助事業の優先採択などもあり、これらを計画する事業者にとっては有益な制度であります。

町としては、去る5月23日に開催された国の所管である中小企業庁の市町村向け制度説明会に職員を参加させ、町の導入促進基本計画の策定に向けた検討を進めており

ます。今後、指導支援する北海道経済産業局との調整のもと、町内の連携組織である厚岸町商工会と具体的な策定作業に取り組み、町内事業者への優遇措置の周知と設備投資の促進に努めてまいります。

続いて、2点目の働き方改革において、町の取り組みについて伺いますについてありますが、町では、町職員の職業生活と家庭生活との両立の推進などに取り組むための次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画で定めた項目などについて取り組んでおります。

具体的な取り組みとしては、時間外勤務の縮減に取り組み、計画の目標値を、平成32年度実績で職員1人当たりの年間平均時間外勤務時間数を80時間以下にするというもので、直近の平成29年度実績では96時間となっており、計画策定時の平成26年度実績、97時間と比べ、1時間の縮減が図られております。

また、休暇取得の取り組みでは、計画の目標値を、平成32年度実績で職員1人当たりの年次有給休暇の年間平均取得日数を15日以上にするというもので、直近の平成29年度実績では9.6日となっており、計画策定時の平成26年度実績、9日と比べ、0.6日の取得促進が図られております。

組織機構においては、平成19年度に導入した「スタッフ制」により、職員個々の能力を十分に発揮できるように、業務分担と応援体制を整備し、業務の予定と進捗状況が見える改善に努めてきたところであります。

国会で審議されている、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案の概要では、労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等のための措置を講ずるものとされており、今後、職員の働き方改革の検討の取り組みを通して、全庁的に業務改善や働き方を改革するというこうといった意識の高まりに期待をしているところであります。

続いて、3点目の災害時の避難所対策について、ディーヒートの制度化に向けた町の取り組みについて伺いますについてありますが、豪雨、地震、津波、噴火等によって生ずる災害が発生した場合、被災地方公共団体の指揮調整機能が混乱し、限られた支援資源の有効活用や被災状況に応じた支援資源の適正配分ができないため、健康危機管理対応が困難となることが懸念されておりました。

こうした災害に対応するために、都道府県災害対策本部内に設置される保健医療調整本部及び保健所等の指揮調整機能等が円滑に実施されるよう応援するために、専門的な研修・訓練を受けた都道府県等の職員を中心として編制され、都道府県間で相互派遣を行う災害時健康危機管理支援チームが、ディーヒートであります。

このディーヒートについての活動要領は、本年3月20日付で厚生労働省健康局健康課長から発出されており、町においては、厚岸町地域防災計画における医療救護活動の実施と同様に、災害の状況に応じてディーヒートの派遣について北海道に要請してまいります。

以上でございます。

●議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

●竹田議員 まず、1番の生産性向上特別措置法についてであります。この措置法についてのまちの企業が利用されるわけでありまして、商工会と具体的な策定作業に取り組んでいくと。町内事業者への優遇措置の周知と設備投資の促進に努めてまいりますというのがあるのですけれども、いつごろこの周知については考えていますか。また、どのような方法で周知していくつもりなのかお聞きしたいと思います。

●議長（佐藤議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） この法律につきましては、昨日施行されたばかりでございます。そこで国においては、まず市町村の計画をつくる前に国がその方針を示すということになってございますので、その方針と合致した市町村の促進基本計画というのをつくるということになってございます。その部分については、所管する北海道経済産業局と調整のもとつくるということで、そこへの問い合わせはもうしてございます。策定をするという意思表示はもう既にしてございます。それでサポートしていただけることになってございます。

それと、商工会のほうは、この法のもとでは認定経営革新等の支援機関という位置づけに商工会になります。こことは、市町村の基本計画の策定、厚岸町としてどういう計画がいいのかということです。双方、情報交換しながら調整するというになります。

というのは、厚岸町の事業者がどういったものを望んでいるかというのを、やはり盛り込む必要がありますので、そういった前提でもって打ち合わせをするということになってございます。

この計画をいつまでつくるかということでございますけれども、できるだけ速やかにつくってまいりたいとは思っております。

それと、周知の方法につきましては、この計画ができた段階で商工会を通じた会員の皆様への周知の連絡網がございますから、それと町の広報誌や、それからいろんな情報手段持っています。防災無線、IP告知端末等、もちろん町のホームページにもその情報は出したいと思っておりますので、あらゆる機会を通じて設備投資、優遇措置の周知、それから導入を促進する動きを強めてまいりたいと考えているところでございます。

今のところ、いつまでというのは申し上げられませんが、繰り返しになりますけれども、速やかにこれについては取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

●議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

●竹田議員 促進計画に基づきということなのではございますけれども、この問い合わせも意思表示もしている。これはいつ意思表示、また問い合わせをしたのですか。

●議長（佐藤議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） 特別措置法が通常国会に上程されておりましたので、その2月くらいか3月くらいに、実は国のほうからこの策定の意思表示があるかどうかという第1回目の調査が入ったのです。そのときに、第1回目の段階で、もう既に厚岸町は手を上げて意思表示をしております。

ですから、この情報が入った状況の中では、一番早い状況の中での取り組みになるかとは考えてございます。ただ、計画策定はこれからということになります。その辺はよろしくお願ひしたいと思ひます。

●議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

●竹田議員 全国1,741団体のうち、既に1,500自治体がもうこの取り組みについて手を上げて、1,500自治体がこの6月の定例会に全て条例改正を含めて提案をするということが載ってました。厚岸町もそれについては手の早い誘致をしていただいたなということで、大変にうれしく思ふわけですが。

今後、国はこの制度に対して固定資産税を100%厚岸町は持つということを制度に盛り込みました、今回。しかし、国のほうでは地方税と地方交付税という形で75%しか出さないと言っています。この25%を町はどのように考えているのかお聞きしたいと思ひます。

●議長（佐藤議員） 税財政課長。

●税財政課長（星川課長） 今、税制改正の部分も含めて、今回の議会に町税条例の改正の部分を上程させていただいて、案として提出させていただいておりますけれども。そういった中で、今回国のほうから示された地方税法の改正に伴って、今回の部分につきましては、改正された地方税法の中では、この部分については我が町特例という基準の中で、参酌基準というのが設けられております。その参酌基準は、その自治体が自らの判断で、その特例割合を決めなさいよというような扱いの中でなっております、その基準がゼロからなっております。

そういった税制改正の中で、今回私どもとして、案として提出させていただいたのは、その参酌基準中で決められているものの一般的な取り扱いの中で、その中に基準というのがございまして、その中で国のほうはゼロということを示しておりますので、その部分を私どものほうについては税制改正の中で示させていただいたと基準として扱いさせていただいたということになります。

それに加えて、議員おっしゃいました交付税として、裏打ちの部分につきましては、75%ということで、これについては一般的な、通常的な固定資産税の取り扱いと全く同じということになってございますので、これはこの制度があるからこうなったというのではなくて、厚岸町として、地方として、これに関して生産性が向上がすることであれば、それに見返りの部分として必ず企業のほうに利益というものにつながっ

ていきますので、そういった相乗効果、相対的なことを考えると固定資産税だけでなく、ほかのものを考えると相対的な税収ですとか、そういった町に与える影響というのは、少なからずそんなに影響はないだろうという国の判断だと思っております。

●議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

●竹田議員 厚岸町としてもプラマイゼロになるのかということをおっしゃっているのだと思うのです。僕もそう思うのです。仮に最大限度額、それから最小設備投資の額、これ以上、マックス幾らまでというのがあるのですけれども、そのことはご存じだと思っておりますけれども、その数字をまず教えてほしいのと。

それから、仮にプラマイゼロになれば大変よろしいかと思うのですけれども、その的が外れてマイナス面になるということも当然考えなければならないと思います。国の予算は特化された考え方で、全ての商品に対してということにはならないと思うのです。例えば、パソコンに限るとか、何に限るとかというふうになってくると思います。

そういったことを考えたときに、僕自体は制限された購入のものというふうになってくると、設備投資をして、それが税収面に賦課されて税収が増えていくということは、ちょっと難しいのではないのかなと思うわけです。

そのときに、マイナス面が生じたときに、どういう考え方を持っているのかなということをもう一度聞きたいと思います。

●議長（佐藤議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） まず、固定資産税の特例に関する対象の分でございますが、機械装置については160万円以上のもの、測定工具及び検査工具については30万円以上のもの、器具・備品については30万円以上のもの、建物附属設備については60万円以上のものという、おおまかな規定にはなっております。

それと、先ほど税財政課長が交付税に参入されない部分の25%の部分、答弁にありましたけれども、制度上は25%を地方自治体が持ってくださいという考え方なのですが、期待値としては年3%以上の生産性向上を求めるという法の基本的な考え方がございますから、ということは3年間で9%以上になります。

ですから、それだけ売上が伸びる。期待値としては売り上げが伸びたら、利益の還元があるだろうとも思いますが、そこはそれぞれの経営上の話でありまして、利益がそこまでストレートに9%売り上げと同じように伸びるかと言ったら、そうもならないという側面もわかります。そこをかちっと固定した中で、その分を期待値として財源を見ているとは、断定的に言うと、事業者の方々にもプレッシャーがかかりますので、そこは緩やかに考えてもいいのではないのかなと。

逆に、町としては25%を事業者支援という立場で負担するというくらいが、まずはちょうどいいのではないかなと。あと、その中で、結果的にプラスアルファが出て、税収と跳ね返りが出てくれば、これはもう願ったりかなったりということにはなりません。

すが、事業者自身にとっては、この新たな設備投資によって順調に事業が継続されるということも、町にとっては大事な視点でございますから、そういったことも含めて、計画づくりには取り組んでまいりたいと考えております。

●議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

●竹田議員 そういふことですね。分かりました。

単なる、そういう支援策ができたので、どうぞどうぞではなくて、ある程度、こういうものを購入すると設備投資によって何か、負荷が生じなくなる。例えば人件費がそこで浮くと。なので成長できるのだというような、簡単な聞き取り調査、または申請を出すときに、そういう見込みがあることをきちんとした書面に書いてもらうということは、これ当然、税金を使うわけですから、それは完璧にしてほしいという要望をまずしておきます。

それと、厚岸町には中小基本条例というのがあります。これに基づいて考えると、ものの購入先というものについても、これは問題になってくると思うのです。これについてはいかが考えてますか。

●議長（佐藤議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） まず事業者の計画の中身で、きちんと設備が導入されることによって、ちゃんと効果があらわれるものというお話でございます。

その関係につきましては、実は法の体系の中でも、その部分は議論がされているようございまして、認定経営革新等の支援機関としての厚岸町商工会、この場合は位置づけになるということをお先ほど答弁させていただきましたが、そこが生産性が年平均3%以上向上するのだという、その事業者の計画をきちんと商工会が認定するという手続が必要になってまいります。そこが一定の、その計画の実行性を高める内容かどうかという判定基準になるということでございます。

それと、それを町に出していただくということになりますから、必然的に町はその確認をしたということになると、そういう手続になるということでございます。

それと、その設備を町内で買い求める、購入を求めるということは、基本的にはそういうことを求めたいというのは思います。というのは、皆さんご存じのとおり、基本条例をつくるときには、商工会、それから商工事業者が基本条例をつくっていただきたいということで始まったものでございますので、そういった自らが購入する場合は、優先的には町内の機関でということにさせていただきたいというのは当然の話として、商工会ともそういう話をさせていただきたいとは思っています。確認させていただきたいと思えます。

それと、ただ、先端設備になりますので、それが町内の事業者で全部扱えられるものかどうかというのもまた大事な要素でございますので、そういったこともいろいろな情報を集めながら事業者は、やはり購入するのだと思いますので、そういった比較対象の中に町内の事業者も入れていただくという視点、大事ななところだ

ざいます。

●議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

●竹田議員 そうしたら、その窓口があくまでも商工会ということで、全ての判定、要は事業者から要望があった、それに対してオーケーを出す、出さないという、その判定は商工会に全て委ねるということで理解していいですか。

●議長（佐藤議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） 認定自体は町が行います。ただし、事業者がつくる先端設備の導入計画の策定については、この商工会がサポートするという関係になりますから、申請を町に、その計画を提出する段階においては、実務的には商工会が事務の代行的な役割を担って、事業者と一緒に町のほうに来られるのだらうなということ想定しているところでございます。

また、厚岸町が認定するに当たっては、北海道経済産業局との関係もございまして、どういった基準でそれを認定したのだというのは、後で確認されることにもなりますから、そういう関係の中で計画は国のほうに上がっていくという形にはなりません。ですが、基本的には厚岸町が事業者の計画を承認するという立場でございまして。

●議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

●竹田議員 そうしたら、商工会は仮の窓口で、最終的な認定は町が行うということですね。

中小企業条例に基づいて、町内に業者がない、ものがないといった場合は、これはもう当然、町内から買えないわけですから、こういうものについてはもうしようがないですけども、基本的には町内業者から買っていただくという、そのことについてはどのような形で、書面できちんと商工会から伝達するのかなのか。その辺の決まりごとというのはどうなりますか。

●議長（佐藤議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） 今の段階では、個々具体的に、どういう取り決めるかというのは、実際のところはまだ決めてございませんけれども、その基本条例の精神というのを商工会と共有すると。それと事業者とも確認するという中で、その購入先というのをどうされるのかというのは確認してまいりたいという、現段階でのスタンスでございまして。

●議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

●竹田議員 いずれにしても、この補助金の制度は3年間ということなのですから、せっかくやるわけですから、周知というものを、きちんとした段階にならないとできないと思うのですけれども、きちんとした段階になったときに素早くできるように、商工会との連携を、これからということでもありますので、連携について町内業者への優遇処置、周知、そういったことを早く周知していただきたいなど要望して、この部分について一つ目の質問を終わりたいと思いますけれども、そこをよろしく願います。

●議長（佐藤議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） 厚岸町としても速やかに計画策定に取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしく願いたいと思います。

また、我々に直近で届いた情報によりますと、計画期間3年ということでございますけれども、3年から5年というふうに、ちょっと緩やかになった情報が入ってまいりました。事業者にとっては、その固定資産税の基準日は1月1日現在の固定資産対象物があってから3年間ですので、今年速やかに設備が導入がなくなっても、来年、設備投資して、再来年の1月1日から3年間、確実にこの優遇措置は受けられるということになりましたので、ちょっと期間的には猶予ができたという情報もあります。

そういったことで、計画づくりに余裕をちょっと持つ期間ができたかなとも思っておりますので、そういったこともあわせて、いろいろと情報提供に努めてまいりたいとは考えております。

●議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

●竹田議員 2番目の働き方改革について質問させていただきます。

国では、今、建設業者を上げて、建設業者にも週休二日制をとるべきということで、その実現に向けて、働き方改革の中に盛り込もうとしております。

国交省の建設業の就労環境改善を目指し、今年度から国の直轄の公共工事で週休二日を確保した場合、日給制の多い技能労働者の収入が減らないよう、経費の割増しを行うと。具体的には、職人の人件費に当たる労務費を、これまでより最大5%多く受注者に支払う。工事で使う機械のリース料も同じく4%増額すると。

この工事で行う機械のリース料も4%増額するというのを、週休二日制ということは週二日機械がとまってしまうわけです。そのとまった部分というのは休んでしまうので、リースの工事の分が伸びた分、リースの賃貸の日数も伸びるということから、それに損益が出る。その部分についても4%増額して出しましょうというのが、2017年度から先行して増額していた工事現場事務所の土地賃貸料から、現場監督技術者の人件費についても引き上げるとされております。

厚岸町も、これは国直轄の事業と。やがては、自治体がこれらを発注する場合においても、こういうのが入ってくるだろうと想定されております。この上で、厚岸町も今からどう考えていくのかお聞きしたいと思います。

●議長（佐藤議員） 建設課長。

●建設課長（水上課長） この建設業における、この週休二日制は、国、北海道からも情報については来ています。今のこの建設業、特に土木については、なかなか新しい人間が、要は新しい職員が業者のほうに入ってこない。要は、仕事がきついというよりも、この休みを有効に使いたいということで、土曜、日曜日はもちろんのこと、通常の勤務時間においても、この朝早くから夜というのではなく、一定のこの決められた時間内にどうしてもこだわって、なかなか土木の技術職員が入ってこないという実態を受けて、今回のような導入がなされたと感じています。また、地元業者においても、同様の意見を私のほうも聞いております。

今、国がようやく始めて、また北海道でも試験的に、こういう週休二日制導入をした工事の発注をやられているということも聞いています。厚岸町においても、当然その辺の状況を見た中で、この週休二日制に向けた工事の発注も検討していかなければならないと考えています。

●議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

●竹田議員 自治体発注の工事については、自治体と国交省の地方整備局というところがあります。その中で、協議会などを通じて働きかけていくというのが国の方針でもあります。

また、今、課長がおっしゃった、道も開発局の発注において、この開発局が道で初めて今年度から週休二日制を、開発局が発注したものにだけ週休二日制をとりなさいということも始めました。

その上で、厚岸町は今後、その発注に対しての最大5%多く受注に支払う、また、機械リース等についても4%多く払う、工事現場の土地賃貸料、現場監督者の人件費についても引き上げるということで、工事の額が当然、発注者側はそれを補わなければならない部分については増えていくわけです。増額になってくるのです。その部分がどうなっていくのかということを知りたかったのです。

●議長（佐藤議員） 建設課長。

●建設課長（水上課長） 当然、工事の額が上がるということは当然なのですが、今の建設業において何が一番恐いかというと、新しい職員が入らなくて、どんどん高齢化になることによって、その会社自体がだんだん、要は体制的に無理が出てくると。

これは、あくまでも新しい職員の採用の土台づくりと考えています。工事については、金額もアップになるかもしれませんが、ちょっとその辺については、厚岸町だけがどんどん進めていくというのではなく、この北海道のほうでも、今、どんどん実施して、試験的にやっていくと思いますので、ちょっとその辺は情報を共有しながら検討してまいりたいと考えています。

●議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

●竹田議員 町のほうが、こういった取り組みを先駆けてしていただくと、そのことによって右に倣えということはなかなか難しいかもしれないけれども、先に民間がやれよというふうになるとなかなかできない。それで国は、国直管の仕事から始めて、それを都道府県に与えて、最終的には自治体にも与えてということで、それが民間企業に伝わっていくようにという流れをつくりたいのが実態だと。

課長言うように、働き方改革というよりも、本当に働き方改革の前に、働く人がいないというのが事実。これについては、職人の人件費に当たる労務費を、ごめんなさい、建設業は天候などの悪影響で作業時間の制約を受けることから職人の勤務日数は多くなる傾向になると。これが要するに嫌なのですね、働く側としては。

建設業の年間出勤日数が平均で約251日だということです、2016年の調べで。ほとんど変わっていないということです。全産業平均の222日というのがあるのですが、それよりも29日多いのが現状で、休日を十分に確保できないという、4週8休を実現する工事は全体の1割にしか満たない現状であると。なので、働く人がいない。役所関係の人たちから見ると、本当に多く働いているのだなど。一生懸命働いても所得が少ないという、情けないところがあって、本当に働く人が少ない。

現場で働く職人の年齢構成は15歳から29歳まで、たったの11%にしかないと。逆に60歳以上から75歳までの人たちは25%から30%にも達していると高齢化が進んでいると。担い手確保に向けた魅力ある建設現場をつくり、急務の課題になっている、これが現状だと。

なので、厚岸町としても、そのことに取り組んでいただいて、厚岸町の建設企業がそれに右倣えしていかなければならない現状を早くつくっていただければ、厚岸町に働く人たちが、いい条件で働いていける環境づくりを、まず自治体が、国が、道が、そして厚岸町がやっていただけるような、そういう社会づくりを、厚岸町として進めていただきたいと思いますということ、もう一度お願いしたいと思います。

●議長（佐藤議員） 建設課長。

●建設課長（水上課長） 今言われたこと、これは私も実感しているところでございます。この厚岸町から建設業者が1社、2社なくなるということは、厚岸町自体にとっても大変大きな影響が出ると考えています。

これについては、前向きにといいますか、もう少し、ちょっといろいろな情報を得た中で検討してまいりたいと考えてます。

●議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

●竹田議員 三つ目の災害時の避難所対策についてお伺いします。

この答弁の中にあるのですが、都道府県間で相互派遣を行う災害時危険管理支援チー

ムがディーヒートでありますと書いているのです。これ、都道府県が行う、相互の派遣が行う災害危機管理支援チームがディーヒートでありますと書いてあるのですが、厚岸町では、これを取り込もうと思ったときに、厚岸町は保健所がありません。でも保健師さんはいます。これ厚岸町で取り込もうと思えば行えるのですけれども、このディーヒートについては、答弁の中では、都道府県内で相互派遣を行うことがディーヒートだと言っているのです。これは間違いではないですか。

●議長（佐藤議員） 総務課長。

●総務課長（松見課長） 私ども、今回のこの国から出されたディーヒートについての活動要領等を読ませていただきました。これまでディーヒートではなくて、医療関係のほうはディーマットと言うのですけれども、これは大災害が起きた場合に、例えば厚岸町で大災害が起きた場合に医療従事者あるいは福祉関係従事者、全てが被災する可能性があります。その中で、単独の町村の中で、これを解決することは、あらかじめの準備としては不十分であります。

したがって、全国的な取り組みとして、例えば熊本地震が起きた場合には、北海道から、災害がなかった北海道から熊本に派遣する。そういった専門チームをあらかじめ都道府県が準備をしておく。つまり、災害がないときと同じように、災害があったときも常時、医療活動あるいは保健活動ができるようにするのが、この医療を除いた部分でのディーヒート。つまり、答弁のとおり、都道府県間でお互いに助け合おうと、そういうふうに理解をさせていただきたいところでございます。

●議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

●竹田議員 ディーヒートのつくりかた。保健・医療部門の統括役。災害対策本部が担うと、このディーヒート。ディーマットについては、保健所長、保健所がこれを担うとなっています。都道府県がやることは当然、その流れ的に今、国がやろうとしている部分について確かにそうかもしれないけれども、これは町村でできる、大災害のときに対応できない、町だけでは。当たり前のことですよ、これは。

一番大事なのは、応援をする側、自治体として応援を受ける側、応援する側は派遣のほうだと思うのですね。国としては、この応援と、応援するほうは授受、その応援するほうと応援される側が表裏一体にならないと、これうまくいかないとなっています。だから、ディーヒートの後方部隊みたいな、応援隊ができ上がった、そのときにどう町が受け入れるかというのは、自治体の小さな組織、ディーヒートをつくっておかなければ、何をどういうふうに受け入れたらいいのかということが分からなくなるということなのです。だから、自治体でもディーヒートミニバージョンをちゃんとつくっておくべきという流れもなっています。

ですから、これは消防、それから厚岸には町立病院がたまたまあります。そういった、どこまでできるのか、どんな体制をつくるのかということは、自治体ごとによって設備があつたりなかったり、既存があつたりなかったりする自治体がありますから、

それは一概に言えませんけれども、厚岸町には消防もあり病院もありという体制が整う場所でもあります。そういった部分で、ミニ的なディーヒートをまずつくって、きちんとした、そのディーヒートというのは厚岸町ではこれだけできるのだと。これ以上の部分についてはできないんだということを、きちんとつくっておかなければならない。それをまずつくるべきだと、つくるべきというよりも、それを研究するとか、そういう体制をつくる準備をすることかということとはしておかなくてはならないと思うのです。

それについて、もう一度お答え願います。

●議長（佐藤議員） 総務課長。

●総務課長（松見課長） 議員がおっしゃることは、私が従来から考えていることを申し上げますと、厚岸町内で災害が起きた場合に、厚岸町内にはいろいろな専門職がたくさんおります。医療職、福祉職、看護職、保健職、いろいろな方々がございます。あるいは、現在職場で働いていなくて、家庭のほうに専念している方だとか、そういったいろいろな資格者がたくさんおられます。これをあらかじめ、有効な資源として把握しておくことは、私は大切なことだと思えます。

そこから一步先を進んだ話のことだと思うのですが、それについては意見の趣旨、十分、分かりますので、今後参考にさせていただきますけれども、私たち、このディーヒート、今回通知が来たばかりでございますけれども、ディーヒートに関しては、派遣された場合は、いわゆる保健所の所長様が指揮・監督を行います。ところが、地元で集めた保健師であるだとか、どこかのまちから派遣されてきた保健師というのは、町長の指揮下になります。そこで二つの指揮がございますので、そここのところの連携をうまくやるべきということだと思えますので、それについては、このディーヒートの取り組みに不都合がないように、これから十分に研究をしてまいりたいと思っております。

●議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

●竹田議員 多様な組織団体がばらばらに動いて不効率だという、まさしく今言われたことはホームページに出ています。要するに、ニーズとリソースがミスマッチする。支援と受援がミスマッチするといったことになるかと思えます。それについての危機管理という部分についてのチームづくりを今から、このディーヒートが完璧にできると同時に、厚岸町も努めて研究して行って、いいものができるようにしていただきたいと思えます。

それともう一つ、感染の問題について、前回質問しておりました、感染を完璧には防げないかもしれないけれども、感染対策としてトイレについて、私は質問させてもらったのですけれども、トイレについて購入もしくは研究をしていただきたいという要望をしていたのですけれども、それについてはどうなっていますか。

●議長（佐藤議員） 総務課長。

●総務課長（松見課長） 2点ほど、今ご質問いただいたわけですが、1点目の町独自のディーヒートとといいますか、その組織づくりとといいますか、これはディーヒートと言うべきものなのかどうかも含めて、必要性は、ご意見、趣旨を理解させていただいているつもりでありますので検討してまいりたいと、そのように思います。

それから、感染症のトイレで、前回ご意見いただいたのですけれども、私、早速、ちなみにインターネットでちょっと調べてみたのですけれども、申しわけございません。残念ながら、ちょっと引っかかってこなかった状況であります。ですから、まだ具体的に目を見たものではありませんが、前回の答弁どおり、必要性は十分分かりますので、そういった環境整備、感染症に配慮したトイレということでございますので、ぜひ購入に向けて検討させていただきたいということで、ご理解いただきたいと思います。

●議長（佐藤議員） 以上で、竹田議員の一般質問を終わります。

昼食のため、休憩いたします。再開は1時からといたします。

午前11時55分休憩

午後1時00分再開

●議長（佐藤議員） 本会議を再開いたします。

11番、中川議員の一般質問を行います。

11番、中川議員。

●中川議員 第2回定例会に当たりまして、通告しておりました1点について質問をさせていただきます。

旧真龍中学校の利活用についてであります。

（1）として、町内に専用のサッカー場がない。サッカーに限らずラグビー等の競技も利用できるような競技場整備も必要ではないのか。

（2）として、整備を行うことで、町内の児童・生徒の利用に限らず、町外の学校や実業団などの練習や試合会場としての受け入れも可能となり、商店や宿泊施設等への波及効果も考えられると思いますが、どうでしょうか。

この2点でございます。よろしく願いいたします。

●議長（佐藤議員） 教育長。

●教育長（酒井教育長） 11番、中川議員のご質問にお答えいたします。

旧真龍中学校の利活用についてのうち、町内に専用のサッカー競技場がない。サッカーに限らずラグビー等の競技も利用できるような競技場整備も必要ではないのか。

かについてですが、ご指摘のとおり、現在、町内のスポーツ施設として、専用のサッカー場はなく、スポーツ課が直営で造成した、簡易的なサッカーコートが宮園公園内にあるのみで、専らサッカー少年団が利用しておりますが、近年では余り利用されていない状況です。

サッカー少年団は小学生の団員が減少傾向にあり、合同チームを組まなければ、学校単独でのチームづくりが不可能となっております。また、社会人のサッカーチームについては、関係者に聞き取りしたところ1チームとなっております。サッカー人口は横ばい状態にあり、普段の練習は室内練習のみとなっているため、屋外施設の必要性は余りないとのことでした。なお、ラグビーを行っている団体は、把握している限り町内にはありません。

このような状況の中、競技団体からは、専用のサッカー競技場等を設置してほしいとの要望等はなく、また、少年団や社会人チームの練習場所についても、学校や勤労者体育センターを活用することで十分足りていることから、新たな競技場整備の必要性はないものと考えておりますのでご理解願います。

次に、整備を行うことで、町内の児童・生徒の利用に限らず、町外の学校や実業団などの練習や試合会場としての受け入れも可能となり、商店や宿泊施設等への波及効果も考えられると思うがどうかについてですが、施設整備には多額の財源が必要となることから、町内ニーズがない中で、町外からの練習や試合を当て込み施設整備することについては、費用対効果の面からいっても現実的ではないと考えられますし、施設の利用期間が夏の短い時期に限られることもあり、商店や宿泊施設等への波及効果についても限定的であることから、施設整備については難しいものと思われまますので、ご理解願います。

●議長（佐藤議員） 11番、中川議員。

●中川議員 今、教育長のほうから答弁をいただきましたし、この答弁書に基づいて聞いておりました。それに、ちょっとこれから再々質問もするのですが、聞いてお分かりのとおり、教育長、私ちょっと歯の治療中のごさいますて、それでなくても発音悪いのが、発音悪いものですから、聞きにくいと思えますけれども、課長のほうもひとつよろしくご了承ください。

今、これ教育長のこの答弁では、最もと言うか、やる生徒がいないわけですから、必要ないですね。でも私の要望は、ちょっとやはり教育長が言われるのは、低学年、小学校の子供たち、学校の単位でやれるのがつukれないのかなと思うのですけれども。言えばこのサークルですね。教育委員会がつかんでいるあれと、私が皆さんから、親御さんから要望があつて聞いているのと、かなりのあれがあるのです。

それで、子供たち、教育長のこの答弁聞くと、ああそうだなというような気がするのですけれども、私が親御さんに、これ何年も前からなのですよ。これ、要望があつたのは。私も議員ですし、ちょっと生意気なことを言わせてもらえば、やはり多額の経費もかかるだろうと。そういうことで私も質問をちょっと遅らせていたのですけれども、どうしても親御さんからやってくれと要望がありまして、では質問するかとい

うことになりまして、質問させていただいたわけなのです。

それで、今のこの小学校、中学校、それからサークルの、私非常にうれしく聞いたのが、サークルのコーチだと思うのですけれども、今、役場の職員がやってくれているのだそうですね。どのぐらい人数がいるか分かりませんよ。いいことだなと思って、私。それで、コーチの方が、この役場の職員だと聞いていますので、私これ質問する前に聞いてみようかなと思ったのですけれども、それ聞かないで、これからまた聞くチャンスもあると思うのですけれども。

やはり立派といいますか、サッカー専用の競技場がないにしても、皆さん、これ厚岸のこの施設というのは、これ教育委員会の所管でしょうけれども、野球場に限らず温水プールでも、それぞれ、これ宮園、あれは皆さんの使うところですから、すごく完備していますよね。

それで、教育長の答弁にありますように、ないのがサッカー場なのです。それで、皆さんから中学校のグラウンドにつくってほしいと、今もちょっと申し上げましたけれども、サッカーのあれをつくって整備してほしい。

それで、今、子供たちというか、中学生の、そこまで教育委員会つかんでいるかどうか分かりませんが、北海道に有名な高校が5校くらいありますよね。そこへ厚岸の中学校、厚岸真龍の中学校から勉強に、高校なんかもそうですよね、野球なんかもそうですよね、厚岸の中学校卒業したら、この前のように北海高校行って野球やったり何だりして、甲子園行ってますけれども、このサッカーだって、皆さん、もう何人も大学、高校行ってやられています。

それで、親御さんも非常にサッカーをやはりやらせたいのですよね。ところがちょっと、教育委員会をつかんでいる、この人数というか、あれが全くないとか。ここにサッカーのあれ聞いても、さっぱり増えていないだとか。何かそれを聞いていると、全然、教育委員会をつかんでいるのがおかしいのではないかということではないのですけれども。

ちょっと私は認識不足というか、私が認識不足なのかね。親御さんの要望がそうなのか。非常に私、これは本当に、すごいギャップなのです。私、情けなくて、今、教育長の答弁聞いていますとがっかりするような、何だったのだろうか、私にやれ、やれ、質問すれ、要望してくれというのが、どういうことから来ているのかな。私、また改めて確認しなければならないのですけれども。

今、言いますように役場の職員、大体名前も聞いていますからあれですけれども、ここで言うことがどうなのか何なのか知りませんが、やはりそこで熱心にやってくれているのです。だから私はサッカー少年がゼロだとか、増えていませんとかというのは、ちょっと情けないような感じするのですけれども、そういう答弁です。

だから、この二つ目もそうですよね。それだけの人が集まらないのですから、今、教育委員会のあれは。そんな私が言うように、商店やら宿泊設備なんかに波及効果を持ちませんよね、当たり前ですよ。それを私がやれと言っているのですから、これはおかしいのですけれども。だから、そこなのです。

そしてまたサッカーと、それから交流の大会ありました。これは全く別なあれなのですけれども、ただスポーツのあれとして言わせてもらえば、これは厚岸町に感動を

与えてくれたのです。そして、この綾乃さんの、これちょっと皆さんに、これは別だと言われるかもしれませんが、綾乃さんのほかに3,000メートルで優勝した小平さんという人が、教育長も向こうに行かれていますから分かりますけれども、それ終わってから、あれどういう報道だったかもしれませんが、小平さんのふるさと、こういうことで金メダルをとりましたという、何か報道でテレビに出たのです。たしか、日中だったと思いますので、ここにいる理事者の皆さん見てるかどうか分かりませんが、これは私もしたのですけれども、長野県の茅野市というところの出身だそうなのです。コデラというのですか、コダイラというのですか。私はコダイラと読んでいますけれども。もう、すごいまちのスケートに対する、運動の施設、走る、夏ですから氷ありませんよね、もちろん。だから、そこに舗装しまして、そしてローラースケートですよ、ローラースケートを1周300メートルか400メートルあるようなコースを市でつくって、そしてこういうところから、あの小平さんが金メダルをとったのですという報道があったのです。

それで、先ほども申し上げましたように、厚岸のこの学校の中学校から卒業したら、好きな、4校くらいありますよね、大谷だとか、それからどこですか、稚内のほうですか、網走のほうですか、4校くらい。いつもこれ、全道大会で、全国大会に出場する、もう一生懸命やっていますけれども。そこへ厚岸の人方、もう行ってますよ。それだけ親も子供も期待入っているのです。親も期待しているのです。

だから私はこういう、これから造ってくれるかどうか分かりませんが、そういうところで、施設で、その子供たちを育ててというか、ちょっと生意気なことですが、やらせてあげたいなど。

そして、そういう要望がありましたので、親御さんからの要望がありました。教育長の1回目の答弁とは全然違いますけれども、そういうあれでもって、そして高校なり大学なり、そしてここからフットサルのプロの選手も出ていますよね。そして商工会が事務局で、今、一生懸命応援しているではないですか。そういう子供たちを私は育ててあげたいなど。

そして、みんなほかのあれは、今も言いますように球場も、それから温水プールも、みんな立派なもの持っているのですよね。サッカーがこれだけ皆さん燃えているのに、あれがないのですよね。だから、あいている旧真龍中学校のグラウンドに欲しいなど、これが親御さん方の要望なのです。

一応、再度答弁いただければ。

●議長（佐藤議員） 教委スポーツ課長。

●教委スポーツ課長（高橋課長） お答え申し上げます。

少年団の人数の推移でございますけれども、サッカーのスポーツ少年団、平成23年当時の数字ですが、当時で69人ほどいらっしやったということで、それがその後減少に転じた部分がありまして、平成29年度においては29人ぐらいまで減ってしまっているという状況で、確かに少年団の構成員については、間違いなく減っていったという状況でございます。

それから、社会人のチームについては聞き取りというか関係者にお伺いしたところ、大体25人くらいの会員がいらっしゃるということで、これは大体社会人は横ばいで、そんなに減ったり増えたりはしていないのだというお話はいただいております。

それで、サッカーコートのつきましても、11人制の規格の大きなサッカーコートはございませんけれども、宮園公園内には8人制のサッカーコートというのですか、大体縦が68メートルぐらいで、横が50メートルぐらいのサッカーコートございます。そちらのほうで屋外のサッカーコートとして利用していただいておりますけれども、専ら小学校の少年団であるとか、中学校の部活の生徒が利用してございましたけれども、ここ一、二年については、余り利用される頻度も少なくなってきていると。だからと言って、やっていないわけではなくて、小学校であれば学校の体育館であるとか、小学校のグラウンド。それから、中学校であれば、真中であれば芝生のグラウンドとかもありますので、そういった部分で練習をされている関係もありますので、練習場所が不足しているというような状況にはないのかなとは考えているところであります。

そういった中で、既存の簡易的な8人制のサッカーコートもそれほど頻度が多く利用されていない状況の中では、また改めて、そういう大きな専用のサッカー場を造成するということは、ちょっと現状に即した中では難しいのかなと、担当としては考えているところでございます。

●議長（佐藤議員） 11番、中川議員。

●中川議員 今、スポーツ課長からも答弁いただいたのですが、この宮園公園の中にサッカー場があるということは、私も、前の課長に、私のほうから要望しまして、こんなこと言っていいのか悪いのか、ゴールをぜひ設置していただきたいという要望がありまして、どこかの小中学校にあいているゴールがないかと。委員会のほうにいろいろ調べてもらいましたら、あいていない。みんな、今すぐ使わないけれども譲るわけにいかないということで、購入してもらったことがあるのです。

それで、宮園の、今、課長が言われたところのサッカー場には、今つけて、使っていると思うのです。そのサッカー場は、ソフトか何かやるときには、そこも広げて使われるそうなのです、親御さんたちの話ですと。だから、サッカー場として決まっていなくても、隣にソフトボールか何かやるときに、そこも利用して広げて、使っていると。だから、思うようにサッカーをやることのできないのだというのがあれですし、今、課長の答弁でしたら、これまた大した使わないからどうのこうのと、そんな使わないのに、このサッカーの競技場なんか造るわけにいきませんよね。これ、最良なのですよ。

だから、さっきも教育長にお話ししましたように、全然話が違うのです。それなのに教育長の答弁と同じで、専用の競技場なんて造る必要ありませんよね。

それで、今私たち、この私の言い方も悪いかもしれませんが、地元の人も使う、できれば、実業団も使うかもしれませんが、いい競技場がつくれば、これは私の（2）のほうに入ってしまうのですが、ほかの、よく大学なんか来ているではないですか。暑いとき、網走行ったり、厚岸来たり、以前にも来ていましたよね、こ

この、最近どうか分かりません。そういうのも野球場も使えますし。もし、サッカー場だって造れば来るのではないのかという。

やはり、そしてちょっと話がまた飛び飛びになるのですけれども、釧路管内にはそういうサッカー場がないのだそうです。あるとすれば、何かあそこは裕福なまちだそうでした、鶴居が釧路管内にあるのだそうです。それで、風のアーナのそばにも、人口芝の競技場があるのだそうですけれども、親御さんの話聞いてみたら、穴だらけで、そこでやったらつまずいて転んでけがするのだと。それで、余りそこを使わないのだということなのです。せいぜい使えば、正式な競技場が鶴居にしかないのだそうです。

それで、厚岸に設けてもらえれば、持ち回りでやっても、鶴居でやるか、厚岸でやるか、いい競技場で大会なんかやるでしょうし、やると私の2番目の(2)のように、商店やら宿泊設備、ここは余り宿泊設備がありませんから、バスで来てバスで帰るかもしれないけれども、やはり、そういうまちに潤いが残るのではないのか。

それで私が、いろいろ要望がありまして、それだったら宮園のパーク場が、スポーツ課が管理していますように立派な天然芝のパーク場ですから、その近くなので、天然芝で造ってもらったら、私もそして頑張るからと言いましたら、いやいや、そんなに金かけなくていいのだ、人口芝でいいのですよと。私で言ったら、めんこいものだなと思いましたがけれども。それだけやはり、その親御さんも遠慮しながら、けがのないように、やはり思い切り子供たちをやらせたいというのが、だから人口芝でいいのだと。

そして、そのまた親御さんたちが言うには、人口芝の再生の会社があるのだそうです。私は分かりませんが、ただ話聞いただけですけれども。そして、その剥がした人口芝を持って行って再生して、そして要望があるところへ張りつけるのだそうです。そうすると、かなり値段も、新品と違って安くできますし、町にもそう迷惑をかけないのだよねとか言ってましたですけれども。

やはり私は、厚岸にいい施設があって、温水プールなんかそうですよね。スポーツ課が所管ですから分かるように。結構来ていますよね、夏休みの話を聞くとですよ、釧路からでも根室からでも。そして少年自然の家とタイアップして、随分来ると言うのではないですか。だから私たちも、ああそうか、そうすると温水プールがそう言うから、そういうのできて、いいのできて、皆さんを呼んでやると、まちの効果も現れるよね、こう話していたのですけれども。

そうすると何か、全然この、教育長やら課長の答弁を聞くと、私も何か力が抜けたような、親御さんたちが要望しているような、生徒やら何やらの人数でもありませんし、私なんか皆さんの前で、私も恥かくのはいつも慣れていますがけれども、恥かいたような、どこまで要望の皆さんを信頼していいかどうか、私も分からなくなってきたのですけれども。全然違うのです、話が。さっきも教育長に申し上げましたけれども。私はもう、これ以上……。

そして、私さっき名前言わなかったのですけれども、町の職員が、大体私も聞いて分かっていますけれども、そのコーチをやられている職員さんは、クラブのコーチなのですか。そうでしょうね。学校だと先生が監督やらコーチをやられるそうですから。

職員がやるとなると同好会か少年団のコーチだと思うのですけども。あれですかね、ちょっとくどい、また先に戻ってきたような話で、人数がどうのこうの言いますので。そのコーチをやられている少年団か同好会か、そんなにあれですかね。ああそうなのと、あの役場の職員が一生懸命やって指導してくれているんですという親御さんからも聞いて、ああそう、いいことだなと言って、この要望するときに聞いていたのです。

だから、今、課長なり教育長の答弁聞くと、私がつかりしたのですけども、これ以上、私知恵がないので、ああそうですか、したらまたの機会にねと、これしか方法ないのですよね。だって、認識が全然違いますので。教育長や課長に反論するネタというか、あれ持っていないものですから。そんなにあれですかね。

そして、これはそれこそ、さっき課長が23年からの話してくれましたけれども、この同好会だか少年団も、釧路管内で優勝して、随分頑張っていた時期がありましたから。それが今、こう逆算して、指数えてみると、それが23年ごろだったかな、釧路管内で優勝して、皆さん喜んで帰って来た、あのときあったなと思ったのが、これ23年。そして、どんどん減っていているということなのですね。

そうしたら私はもう、要望された親御さんたちに、気合い入れてやらなくてはいけないと思っていますけれども。私、こんな公式な場所で恥かいたようなあれです。たしか、あれですよ。やっぱり委員会なり、課長のところへ行って、ちゃんとそれなりの話を聞いて、そしてこういう公式の場で質問しなかった私も悪かったのですけども、ああそうか、そうかと言って、引き受けた私も悪かったのですけど。これ以上、私、どうのこうの返すというか、再度の質問のあれを持っていませんので。

ただ、持っていませんけれども、私は、たださっきも教育長に申しあげましたけれども、厚岸の出身の今高校生、かなり出て行っています。これは、課長あれですか、考え方というか話聞いていると思うのですけれども、大谷やら、それから帯北やら、それから稚内のほうにも何か3校、4校くらい北海道でも、いつも戦って、全国大会に行く高校が、しのぎを削るというのですか、あるのだそうですけれども。そこには11人に入って試合に出るかどうかわかりませんが、そういうところへ行って、あるいは釧路行って、高校に行って、高校にサッカー部がなければ、釧路の同好会というのでしょうか、中に入って一生懸命やられているという生徒もおりますし、だから、人数はともかくとしても、そういう生徒というか、人がいることは事実です。それは私も聞いていますけれども、3人ほど行ったり、さっきも言いましたように、フットサルですけれども、プロで皆さんに愛されながら後援会に入ってもらって、今、運動というか展開しているようです。

私はちょっと話が逆というか、確かに先ほどから言いますけれども、教育委員会の言われる数字と、私の聞いている数字とは違いますけれども、確かにサッカー少年というか、同好会というか、少年団というか、これはまた私は熱意があると思うのです、やりたい、やらせたいというのが。そういうの私は感銘を受けて、ああそうか、そんなにあれかという、簡単に引き受けてしまったというか。課長のところへ行って、こういう質問したいのだけれどもと、デスク周りでお聞きしてから質問すればよかったなど、今こう質問しながら反省してるのですけれども。一方的な親御さんたちも聞かないで、私も言われた方々にそう話して返しますけれども。

まだ30分でしたけれども、これで終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

●議長（佐藤議員） 教育長。

- 教育長（酒井教育長） 私もサッカーの競技をしていた経験がありますので、今お話しいただいたサッカー少年団にかかわる選手はもちろん、保護者、コーチ、今よりもいい環境でサッカーがしたい、練習がしたい、その気持ちは非常によく分かります。私も土のグラウンドでしかサッカーをした経験がありません。いつか芝生のグラウンドでサッカーがしたいものだと、その夢はかなっていませんけれども、やはり競技者として、どういう願いを持って練習、試合に臨んでいることは間違いありませんし、今、おっしゃられた方々のお気持ち、要望、よく分かります。それを直接耳にされて、きょう、こうやって議場でそれを訴えていらっしゃる議員のお立場、お気持ちもよく分かります。

一方で、このいい環境でプレーがしたいというのは、それは競技人口の多い少ないにかかわらずのことだと思います。例えば、テニスを楽しむ人は、今よりもいいテニスのところでプレーがしたい。皆同じ、共通だと思います。その思いは十分理解をさせていただきたいと思います。

ただ、私たちは、町の大切な浄財を使う、そして施設設備を造る、あるいは造るだけではなくて、運営、維持、管理。今後20年、30年先を見越してやっていかなければなりません。ちょっとした数字なのですけれども、10年前、厚岸町の小中学生と今年の小中学生、この10年間で約230人、児童生徒数は減っております。今後、サッカーの競技人口、先ほど課長からもありましたけれども、競技人口も減っている、全体の人数も減っている。そして、競技場を造ったとしても、10年、20年、30年先を見込んで、その維持管理をしていかなければならない。そうしたときに、今後の競技人口が一体どうなっていくのか等々、費用対効果等々、いろいろなことを考えながらやっていかなければならない。

そういったときに、最初の答弁にもございましたけれども、現状では、今の段階では、そういった貴重な財源をかけて整備する、それは私は町民の皆さんの理解を得られないのではないかなと判断をしているところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

●議長（佐藤議員） 11番、中川議員。

- 中川議員 最後なのですけれども、今の教育長の答弁は、先ほどからも言われておりますけれども、ごもっともだと思ひまして、私もこれ以上、再度の質問はしませんけれども。

私も先ほど言いましたように、やっぱり私も議員の立場でございますし、この町の財源を使うわけですから、2年も3年も前から要望があったのですけれども、いろいろ考えさせてもらって、ようやく再度再度と親御さんが言うものですから、質問させ

てもらったのですということで、だから、教育長の言われる財源なんかもちろんですから、やはり今言われるように20年、30年見ながら、やはり運営するのが町ですということで、分かりました。

本当にありがとうございました。済みません。

- 議長（佐藤議員） 以上で、中川議員の一般質問を終わります。

以上、本定例会に通告ありました7名の一般質問を終わります。

- 議長（佐藤議員） 日程第4、議案第46号釧路町村公平委員会委員の選任に対する同意を求めることについてから、議案第48号釧路町村公平委員会委員の選任に対する同意を求めることについて、以上3件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

- 総務課長（松見課長） ただいま上程いただきました議案第46号、議案第47号及び議案第48号の釧路町村公平委員会委員の選任に対する同意を求めることについて、その提案理由をご説明申し上げます。

地方公務員法第7条第4項の規定に基づき、釧路管内の七つの町村と五つの一部事務組合が共同して設置する釧路町村公平委員会は同法第9条の2第1項の規定により、3人の委員をもって組織され、現在は白糠町の馬場和男氏、平成18年8月1日から、浜中町の堀内博志氏、標茶町の中井茂氏が、平成26年8月1日から委員に就任されておりますが、この3人の委員の任期が本年7月31日をもって満了します。

つきましては、同法第9条の2第2項の規定により、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ人事行政に識見を有する次の方々を釧路町村公平委員会の委員に選任するため、議会の同意を求めるものであります。

選任の同意を求める委員の候補者を申し上げます。

はじめに、議案書19ページ、議案第46号をごらんください。

住所、釧路郡釧路町北斗2丁目3番地9。氏名、及川晃仁。生年月日、昭和32年11月12日。性別、男。略歴、及川氏の略歴については、次のページに記載しておりますので、参考に供してください。

次に、議案書21ページ、議案第47号をごらんください。

住所、川上郡弟子屈町美里6丁目7番12号。氏名、山本節子。生年月日、昭和32年4月30日。性別、女。略歴、山本氏の略歴については、次のページに記載しておりますので、参考に供してください。

次に、議案書23ページ、議案第48号をごらんください。

住所、阿寒郡鶴居村鶴居東2丁目27番地。氏名、中尾義之。生年月日、昭和30年12月20日。性別、男。略歴、中尾氏の略歴については、次のページに記載しておりますので、参考に供してください。

なお、選任の同意を求める委員の候補者3人については、全て新たに選任する方で

あり、任期は地方公務員法第9条の2第10項の規定により、平成30年8月1日から2022年7月31日までの4年間であります。

以上、簡単な説明であります、ご同意くださるようお願いいたします。

- 議長（佐藤議員） はじめに、議案第46号について質疑を行います。ございませんか。8番、南谷議員。
- 南谷議員 4年に一遍の選任同意でございますが、たしか私の記憶では、4年に一遍なものでございますから、何点かお尋ねをさせていただきたいと思っております。
町村公平委員会は、たしか委員は3名で、任期は3年ですか、4年ですか。この辺の確認をしていただきたい。事務局が役場にあると認識しておりますし、地方公務員法の第8条第2項の定めによって業務を推進され、9条の2項の2、第2の2項に基づいて選任同意が発生するというところでございますが、その上でお尋ねをさせていただきます。
まず1点目でございます。この任期期間の間に、この関係団体からの申し立ての件数があったのか、なかったのか。また、本町からの申し立てがあったのかどうか確認をさせていただきます。
それから2点目でございます。3人全員改選、3人のうち3人上程されておる。これは留任があるのか、ないのか。もし、3人とも新規となれば、できれば継続してなっているほうが、経験等もあって、一遍に変わるよりはいいのかなと思うのですが、その辺どうなのでしょう。もし、3人全員変われるということは何かがあったのかどうなのか。その辺の理由についてお尋ねをさせていただきます。
3点目でございます。選任に当たりまして、本町から選任候補はおりません。選任候補はどのような方法で、どのように候補が選定されているのかお尋ねをさせていただきます。
4点目でございます。たまたまこれ見させていただいたのですけれども、地公法の中に、この選定に当たっては党员、第9条の2、4項なのですけれども、委員の選任については、そのうち二人が同一政党に属する者となることになってはならないという、4項で定めがございます。政党の3人のうち、二人は駄目ですよということを規定していると思うのですが、今回3人上がってきているのですけれども、そういう該当はないのかどうか確認をさせていただきます。

- 議長（佐藤議員） 総務課長。

- 総務課長（松見課長） お答え申し上げます。

この委員の任期については4年でございます。

それから、この間に申し立ての件数、それから町からの申し出数でありますけれども、4年間ありますから4年間の間で申し上げますと、1件の勤務条件に関する措置要求があります。なお、厚岸町からの申し出はございません。

二つ目の全て、今度新しい方でございますけれども、選任に当たっては、この選任

方法を定める釧路町村公平委員会共同設置規約の中では、留任を妨げる規定はないことから、留任は可能でございます。それから、経験のあった方のほうがということでありますけれども、そこら辺の選定審議のことについては聞いておりませんが、特に何かあったということも聞いていないところでございます。

候補の選定方法でございますけれども、これも同じく釧路町村公平委員会共同設置規約におきまして、公平委員会の委員は関係町村長及び組合長が協議により定めた委員の候補者について、それぞれの関係町村長及び組合長が当該町村及び組合の議会の同意を得た上、白糠町長が選任するものとするとなつてございまして、各町村長、組合長が協議して選定していくという方法にございます。

なお、これまでの選定に当たっては、管内の町村を三つの区分に分ける、東部・北部・西部といたしまして、東部は釧路町・厚岸町・浜中町、北部は標茶町・弟子屈町、西部は鶴居村・白糠町、これを周り順といいますか、このように各町村から推薦いただけないかということで、町村長あるいは組合長の合わせた会議の中で協議をされているようでございます。なお、今回も東部から一つ、北部から一つ、西部から一つとなっているところでございます。

4点目の党員のことについての確認は、町村長、各組合長が集まって協議した中で、持ち帰って各該当町村が推薦すると。その推薦の中の調書に党員に関する記載事項があるということでございまして、いずれの町村からも出された中では複数の党員が重複しているという状況は、いずれも3名は無所属であるという確認がされているということでございました。

●議長（佐藤議員） よろしいですか。

他にございませんか。

（な し）

●議長（佐藤議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、人事案件であります。

したがって、厚岸町議会会議運用内規54にありますとおり、討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

●議長（佐藤議員） 次に、議案第47号について質疑を行います。ございませんか。

（な し）

- 議長（佐藤議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、人事案件であります。

したがって、厚岸町議会会議運用内規54にありますとおり、討論を省略し、本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

- 議長（佐藤議員） 次に、議案第48号について質疑を行います。ございませんか。

（な し）

- 議長（佐藤議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、人事案件であります。

したがって、厚岸町議会会議運用内規54にありますとおり、討論を省略し、本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

- 議長（佐藤議員） 日程第5、議案第49号 辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進課長。

- まちづくり推進課長（小島課長） ただいま上程いただきました議案第49号辺地に係る総合整備計画の策定について、その提案理由を申し上げます。

本議案につきましては、平成29年度をもって末広辺地に係る総合整備計画の計画期間が終了したことから、平成30年度を始期とする新たな総合整備計画を策定しようとするものです。

なお、末広辺地にあつては、4月1日現在における辺地の中心を含む5平方キロメートル以内の人口が50人を割ったことにより、辺地としての要件を満たすことができない状況となったため、床潭地域を含め、新たに床潭・末広辺地として平成34年度まで

の5カ年間で計画期間とする総合整備計画案を策定し、北海道との協議を重ねてきたところでありますが、このたび、北海道知事から計画案に対して異議がないとする回答を受けたところであります。

このため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、北海道知事との協議の整った床潭・末広辺地に係る公共的施設を総合的かつ計画的に整備するための総合整備計画の策定にあたり、町議会の議決を得るべく、本定例会に提出するものであります。

議案書26ページをごらんください。

床潭・末広辺地に係る総合整備計画書であります。

1として、辺地の概況であります。辺地を構成する町村または字の名称は厚岸郡厚岸町床潭末広。地域の中心の位置は厚岸郡厚岸町床潭155番地1。天地度点数については110点となっております。この辺地度点数はへんぴな程度をあらわす点数で、公共的施設からの距離や交通機関の状況などの要因を点数方式で算出して、100点以上であれば辺地と認められるものであります。

2の公共的施設の整備を必要とする事情であります。道路の床潭・末広間道路整備につきましては、当地域は市街地から約7キロメートル離れ、昆布漁を主とした沿岸漁業を営む地域であり、漁港等で水揚げされた水産物等を迅速に運搬する必要があるほか、公共交通機関の便が悪い状況であることから、産業及び生活上欠くことのできない交通路を確保するため、道路の整備をするものであります。

次に3として、公共的施設の整備計画であります。計画期間を平成30年度から平成34年度までの5カ年間とし、道路の床潭・末広間道路整備につきましては、厚岸町が事業費9億785万2,000円で整備しようとするもので、財源内訳のうち、特定財源については国からの交付金であります。また、一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額は3億3,700万円であります。

以上、簡単な説明ではありますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（佐藤議員） これより、質疑を行います。ございませんか。

7番、音喜多議員。

●音喜多議員 今、床潭・末広間、盛んに今やっていますが、ほぼ終盤にいったと見ていいのではないのかなと思いますが、今回の延長でこの間の5年間で床潭・末広間道路の完成の見通しというか、終わるのか、終わらないのか。現時点での見通しはどのような状況になっていきますか。

●議長（佐藤議員） 建設課長。

●建設課長（水上課長） 床潭・末広間の事業計画、現在は平成32年ということで計画を持っております。この事業は、社会資本整備総合交付金を活用した事業でして、今、これから、後にも議案で出てくるのですけれども、今年度においても町の要望額に対

して、約51%程度の額を国から示されている状況でありまして、それを考えますと、あと1年、2年は期間的には伸びてくるのかなとは想定しています。

●議長（佐藤議員） 7番、音喜多議員。

●音喜多議員 ざっくばらんに言って、この公共整備計画の5年間の中では完成するとみてよろしいですか。

●議長（佐藤議員） 建設課長。

●建設課長（水上課長） 厚岸町としては、事業効果を発揮するためにも、少しでも短い期間で事業完成は望んでいるところではあります。最終的には国からの決定額によって、どうしても事業を進めていくということになりますから、今段階では必ず終了するとは断言できないことは、ご理解よろしく申し上げます。

●議長（佐藤議員） 他にございませんか。
8番、南谷議員。

●南谷議員 辺地の整備計画、知事のほうに承認をされたということでございますが、3番目、公共的施設の整備計画でございます。

私ども議員のほうに配付されているのは、平成30年度から32年度まで実施計画が配付されています。ですから、私の頭の中では、基本的には、この3年間の分しかないので。今回計上されている9億700万という数字が上がっているのですけれども、財源的には最終的に今の時点ではこういう数字になるというけれども、この内容について、この3カ年の数字と、少なくともどうなっているのか。整合性というのですか、そういう説明があってもいいのではないのかなと、少なくとも議会に説明するわけでございますから、30年から、この3カ年については十分説明受けています。ですけれども、その2年度の数字も含まれている数字だと思うのです。

それから、床潭と末広と合算になりました。そうすると、僕の頭では合わない部分があるのですよ。それらの数字というものは資料ぐらい出して説明すべきではないのですか。いかがですか。

●議長（佐藤議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） 3カ年の計画については、総合計画に基づく3カ年実施計画を指していると思っておりますけれども、これにつきましては、当初予算の段階での見込みということで3月定例会に出させていただきました。その計画書に載っている事業費をもって執行できるように国の交付金の要望をしておりましたが、これは例年のことでありますけれども、厚岸町としてはできる限り早く、この道路の完成を見たいということで、1年間で最大できる事業量のマックスを要望額と出している

ころでございますが、いかんせん、国の予算の中では51%程度しかつかなかったというところでございまして、ちょっと期間的な差異がありまして、今回の辺地計画につきましては、これを建設課長も、あと32年から1年から2年は伸びるだろうという想定があるということでございまして、この計画を北海道に認めていただく段階では、ちょっと余裕を持って、現在ではもう1年先送りをせざるを得ないと、完成は。ということも見越した中で5年間という計画期間にさせていただいているということでございます。

ここの部分は、我々が計画どおりにやりたいと再三再四、開発予算の要望等、強力にお願いをしている、非常に大事な道路整備でございます。そういった中でも、重点的に行いたいということで、多額の億単位の予算計上、それから計画を持っているわけでございますけれども、ここに至っては余裕を持った計画でもって準備をさせていただきたい。

ただし、毎年、要請は強めておりますので、この期間いっぱいではなくて、できるだけ早く完成を見たいということでございまして、そういう事情もあっての中での提案ということで、ご理解いただきたいと思います。

3年と5年の差をきちんと説明ということは非常に難しい状況でありますけれども、辺地計画の中ではこういう位置づけで説明させていただいて、実際の計画についてはもっと早く完成を見たいというまちの考えでございますので、この辺はよろしくお願いしたいと思います。

床潭と辺地、今までは二つに分かれていたのが一緒になったというのも、これは末広がりが除外されてしまうと、この道路自体が辺地対策総合整備事業債、こちらの有利な起債の対象にならなくなってしまいますので、これはテクニック上の話でして、床潭と合わせることによって、この辺地対策事業債というのを継続して起債発行を認められるという状況にもありますので、この辺もご理解いただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

●議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。

●南谷議員 今、7番さんが聞いているから、課長の答弁は理解していますよ。

僕の言っているのは、この9億700万円という数字。現時点で、後の議案にもありますので、そっちのほうでそれはそれでやらさせていただくのだけれども、この上程された段階で9億700万円について、少なくとも道には、この9億700万円、何年時にはこういう数字ですよというものはあるのでしょうかというのですよ、僕は。そういうものについて説明を求めているのであって、その数字が長くなるとか、早くなる、努力しているということは重々理解しています。

少なくとも、道のほうに5年間、9億700万円、こういう年次でこういうスケジュールですよ、この時点でこうです、こういう要望しますよという話、この9億700万円の内訳を教えてくださいと言っているのですよ。仕事がどうだとかこうだとか聞いていないですよ。それが出ていないから僕は、少なくとも3カ年の数字と足したときに合わないから聞いているので、少なくとも議案説明のときには、数字が出ているわけで

すから、そういう資料なり説明をしてくださいと、そういうことを要求しているの。
分かりましたか。

●議長（佐藤議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） ご質問の意図と取り違えていたようでございます。
申しわけございません。

この整備計画を出す段階については、議会にお示しした、この5年間の中での事業費ということで北海道に認めていただいていますので、何年次に幾らという状況の詳細な計画では出していない。そういったものを求められる計画ではないということでごさいます、これをどうやって年次割するかというのは、その事業主体となる厚岸町のほうで決めるということになりますので、それについてはこれからも3カ年計画の中で議会にもお示しさせていただいて、執行していきたいと考えてございます。

●議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。

●南谷議員 はじめからそういう説明してくればいいのです。

だから、僕はこれしか分からないから、合わない部分はどうなっているのですか、それはこうですよということを、やっぱり数字なりで、当初説明でこの数字についてきちんと説明してください。今後そういう提案の仕方をしていただきたいと思いますが、いかがですか。

●議長（佐藤議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） 以後、同様の提案があった場合は、提案説明については工夫させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

●議長（佐藤議員） よろしいですか。

他にございませんか。

（な し）

●議長（佐藤議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

- 議長（佐藤議員） 日程第6、議案第50号財産の取得についてを議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
水道課長。

- 水道課長（遠田課長） ただいま上程いただきました、議案第50号財産の取得について、その提案理由をご説明申し上げます。

議案書27ページをお開きください。

町では下水道終末処理場で発生した下水道汚泥を有効活用するため、その処理を町営牧場大別団地の敷地に建設した厚岸町有機資源たい肥センターに運搬し、牛ふんや生ゴミを加え、たい肥化した上で、町営牧場内の装置に肥料として使用しております。

有明2丁目の下水道終末処理場から大別の厚岸町有機資源たい肥センターまでの汚泥運搬には、ダンプトラックを使用しておりますが、この車両の購入年度が平成12年度で、標準耐用年数7年を大きく上回り、18年が経過しております。そのため、老朽化の進行で、年々修理箇所が多くなり、維持が困難になってきております。

このため、町では引き続き、下水道汚泥を適正に処理し、有効活用を図るため、厚岸町公共下水道ストックマネジメント計画に基づき、汚泥運搬に必要となるダンプトラックを購入し、その財産取得に当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案書27ページをごらんください。

内容でございますが、1として財産の種類は、物品であります。

2として名称及び数量は、ダンプトラック1台であります。

3として契約の方法は、地方自治法施行令第167条第1号による指名競争入札。

4として取得価格は、金1,360万8,000円であります。

5として契約の相手方は、札幌市白石区中央2条1丁目1番93号。三菱ふそうトラック・バス株式会社であります。

28ページをごらん願います。

参考としまして、1、ダンプトラック6トン級。エンジンは水冷4サイクル、直接噴射式、ターボインタークーラー。乗車定員は3名。総重量は5,500キログラム。全長5.90メートル、全高2.50メートル、全幅2.20メートルであります。

2として納入期日は、平成31年1月31日であります。

次の29ページは型式図でございます。参考にさせていただきたいと思っております。

なお、別途お手元に参考資料としまして、5月25日に執行しました指名競争入札結果を配付させていただいておりますので、ご参照願います。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

- 議長（佐藤議員） これより質疑を行います。ございませんか。
8番、南谷議員。

●南谷議員 3月の第1回定例会でございますが、下水道事業、平成30年度の特別会計について予算を承認したところでございますが、この予算書、厚いものの441ページだったのですけれども、トラックの購入で1,242万円の予算計上を承認をさせていただきました。

その後、4月18日開催の第2回総務産業常任委員会におきまして、同じ1,242万円の購入をするということの説明を受けております。

ところが、今回上程、この予定価格なのでございますが、配付していただいた資料でございますが、予定価格、実際に落ちた価格、当初の販売、当初計画と上回ってしまっているのです。この数字を見てびっくりしたのです。私の議員になってからでも、こういうケースというのはまれでないのかなと。建設課の事業なんかでも、工事の途中でそれなりの事由があって、こういうケースというものはあるのですけれども、当初予算で承認した後、これだけの差異があるというのは、私の議員になってからは初めての経験でございます。正直言ってびっくりいたしました。

と申しますのも、上程予定の予定価格で申しますと、税込みだと1,477万6,560円になります。入札結果との差額でございますが、118万8,000円。これが当初予算と118万8,000円、入札の結果ですよ、当初の予定価格よりも235万6,560円高くなっているのです、税込みベースで、お互いにやると。100万円だから大したことないという捉え方もあるのでしょうかけれども、それであれば当初予算はどうだったのだろうと。我々が承認した当初予算、何だったのだろう、そんな思いをさせていただきました。

この理由についてお伺いをさせていただきますし、恐らく車体本体と架装工事をされるのだろうと思いますが、この辺、それぞれ車体本体価格が幾らで、架装工事がどのくらいになったのか。しつこいようでございますが、この予定価格よりも、当初予算よりもこれだけ差異が出てしまった理由についてお尋ねをさせていただきます。

●議長（佐藤議員） 水道課長。

●水道課長（遠田課長） 今、ご指摘のとおり、当初予算額から見ますと、結果としては118万8,000円の増額となった契約を提案させていただいております。この理由でございますが、確かに当初予算、またはその説明につきましては、当初予定して仕様で見積もりを徴収して予算計上し、進めておりました。しかし、4月の中旬、ちょうど議会の委員会にそれぞれ予算の内容を説明していただいたあたりで、今年度の下水道の事業申請をしておりましたが、その中で今後下水道事業については、下水道本管、汚水管の整備については重点的に補助金、社会資本総合整備交付金の予算配分はされるが、今回のようにダンプトラックや施設整備については、今後予算配分が厳しくなる。将来的には、更新については予算配分がされない可能性もあるというような情報が得られました。

そこで、急遽ではありましたが、そのような将来的に負担の増えるものについて、今、予算措置、このダンプトラックにつきましては、下水道事業は基本2分の1が補助対象であります。このダンプトラックは中でも高率補助といわれていまして、55%の補助率を持っております。ですから、今回118万8,000円の増額となったうち、実

際の町の負担額というのは53万4,600円という費用になりますが、将来の負担のこと、自前で全て修理代やその他のものを持たなければならないという状況になったときに、今後、このダンプトラックを汚泥運搬には長く使用することになります。

それから、昨年ミックス事業でし尿の処理も同時に終末処理場で行うことになりました。そのため、今までよりも運搬頻度が非常に高くなっております。週に3日間運んでおりました運搬が週5日間、ほぼ毎日運搬するというような使用状況になっております。この状況が多分、急激に人口が減らない限り、しばらく続くものだろうと。

そういういろいろな状況を考えたときに、将来、下水道事業会計や不足分の一般会計負担分を考えたときに、今、多少仕様を上げてでも将来の負担を少なくする方法ということで、車体の仕様をアップさせていただきました。その結果、このような結果になったと。ちょっと時間的な余裕がなく、議会の説明が不十分であったという認識は持っておりますが、将来の費用負担のことを考えて、あえて仕様をアップ、費用アップという結果になったということですので、ご理解願います。

●議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。

●南谷議員 そうすると、今の話ですと、まず答弁漏れがありました。2回目でやってもらえればいいのですけれども。車体本体と架装工事の部分についてどうなのか。僕は素人で分からないので、そのことについてもお尋ねをさせていただきます。

それから、今の説明を聞いてると、もうちょっと詳しく、端的に言ってほしいのです。理由の一つとして、僕にすれば、制度が、そういうのが有利な財源があったのでそうしたのか。それとも、今後のことを考えて、当初見ていたよりも、車体をもっとしっかりすることでアップになったのか、その辺がちょっと理解しにくいので。財源があったから、そういうふう将来のことを考えて大きくしたものなのか、どっちもなのか。その辺、ちょっとはっきりしないので、もう少し簡潔にお願いします。

●議長（佐藤議員） 水道課長。

●水道課長（遠田課長） まず、基本的な要因なのですが、財源があるということも確かに、今の時点では財源があるということで可能だということ。それから、将来的に制度がなくなる可能性が高いので、その将来の負担を考えると、今あるうちにやったほうが厚岸町としては非常に有利になるという判断のもとに行ったということです。

それから、先ほどちょっと答弁漏れありました架装の関係であります。車体そのものは台車の部分については価格は多分変わらないだろうと。架装の部分、今回で具体的に言うと燃料タンクやサイドバンパーなんかの材質をステンレス製にするなど材質を上げています。

こういう内容につきましては、車体ごとに組みつけるものになりますので、なかなか見積もり段階で架装と車体の区分けというのができなくて、見積もりとしては一括で見積もりをいただいて標準的なもの。その後いただいたのも組みつけた状態であるという一括の見積もりですので、ちょっとその部分は分けることができないとい

うこととなりますので、よろしく申し上げます。

●議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。

●南谷議員 まず、議会に対して、よしとして努力されているということについては、僕は評価するのですけれども、例えば議案の説明とか、委員会にこういうことでこうなりましたよくらいは、私に言えというのではないですよ、やはり議会にこういうことでこういう計画が変わりますよという、議案説明のときにそういうことがなければ、やはり議会軽視になりかねないと思うのです。

それから、当初、その予定価格よりも、見積もりよりも高くなってしまいうから、はじめから予定を上げられたらもっと困るわけですから、基本的には当初予算というものは慎重にやはり、高ければいいというものでは私はないと思うのです。町民のために、血税でございいますから、しっかり精査して、なるべく安く購入していただける努力をするべきだと思いますし、当初予算で予算を立てるときには、今後もしっかり試算をしていただきたいと思います。

いろいろなことがあると思います。これからリアルタイムに物事が変わっていくわけですし、国のほうの予算の体系もごろごろ変わる。そういうときには、やはり議案の説明なり、そういう時点で、分かった時点で、すぐではなくてもいいのですから、やれば、やはりこういうことでこうなりますと。変わるわけでございますから、承認決定している。それで議案の説明のときに、そういうことを一言言ってくれば理解をします。すると思うのです、私自身も。納得できると思うのですが。

分かりました。今後も、まず当初予算について上げるときには、しっかりと慎重に検討をしていただきたい。それから、僕がたまたま大きい声を出したからといって、高目に決してひっくり返らないようにしていただきたいし、また国の制度、それから町民のことを考えて、より有利な方法というのはしっかり取り組んでいただきたいと思いますがいかがですか。

●議長（佐藤議員） 水道課長。

●水道課長（遠田課長） 時間がなかったことや、いろんな情勢の変化があったとはいえ、確かに今、ご指摘のとおり、議会に対しての説明が不足であったということについては反省しております。

それから、費用の算定についても、予算段階では標準的な見積もりで十分とは考えておりましたが、情勢の変化や、その後いろいろ精査した結果、例えば直近の5年間で、このダンプトラックの修理代、車検整備を含めると、5年間で200万円を超えているという状況にもありますから、そういう事実なんかもきちんと精査した上で、今後このようなことのないように、また厚岸町として将来不利にならないような方法で検証してまいりたいと思いますので、ご理解願います。

●議長（佐藤議員） 他にございませんか。

(な し)

- 議長（佐藤議員） なければ、質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり決しました。
- 議長（佐藤議員） 日程第7、議案第51号工事請負契約の締結についてを議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
建設課長。
- 建設課長（水上課長） ただいま上程いただきました、議案第51号工事請負契約の締結について、その提案内容をご説明申し上げます。
議案書30ページをお開き願います。
議案第51号工事請負契約の締結についてでございます。
次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。
床潭・末広間道路は、その名のとおり、床潭地区と末広地区を結ぶ路線であり、漁業など産業道路として、また地域住民の生活道路としてなくてはならない重要な幹線道路であります。
床潭地区、末広地区区間の現状は、海岸に沿って山の斜面が張り出した地形が続いており、地すべり地区が多数点在していることも調査で分かっております。その中をぬうように道路が走っているため、急勾配、急カーブが多く、道路幅は車がすれ違うことも困難な3メートルほどを確保するのがやっとの状態であり、これらの危険箇所を解消するため、平成20年度から事業を実施してきております。今年度は、過年度に地すべり対策工が完了している区間の道路改良工事を行うものであります。
契約の内容であります。1、工事名、床潭・末広間道路改良工事。
2、工事場所、厚岸町末広。
3、契約の方法、地方自治法施行令第167条第3号による指名競争入札で、町内外を含め7者の参加によるものでございます。
4、請負金額、金1億1,016万円。
5、請負契約者は、厚岸郡厚岸町真栄2丁目256番地、株式会社宮原組であります。
31ページをお開き願います。
参考といたしまして工事概要であります。道路改良工として延長は291.42メートル

ル。幅員は6.50メートル。内訳でございますが、下層路盤工、ゼロから40ミリ砕石、厚さ15センチ。凍上抑制層、山砂厚さ55センチ。法面方向一式、排水溝一式となっております。

工期であります。着手は契約締結日の翌日。完成は平成31年1月19日までとするものであります。

3、参考図面として、位置図、平面図、標準断面図、道路構造図は別添資料のとおりとなっております。

32ページでございますが、今回の施行位置ですが、図面中央下、床潭地区と末広地区の間の黒く示した部分となります。

33ページをお開き願います。

図面左上、①平面図をご覧ください。

図面上を北として示しており、図面向かって左側が床潭地区、右側が末広地区とした配置となっております。図面の左側、引き出し線で示しておりますS P 1, 445.47までの延長815.47メートルが過年度に改良舗装工事を終えた区間であり、本年度は引き続き、S P 1, 445.47から東側、末広地区側にS P 1, 736.89メートルまでの延長291.42メートルの改良工事を行うものでございます。

図面右上、②標準図をご覧ください。

車道の幅員は片側2.75メートル。二車線で5.50メートル。路肩幅、それぞれ0.50メートルで合計6.50メートルの舗装幅員となります。

道路排水として、両側にコンクリート製の排水施設を設置する構造とし、標準断面図右側のように、小規模な流域の法面排水に対しては脱輪防止効果のあるさる型側溝を設置し、排水とあわせて安全な交通ができるよう対策を行っております。

また、道路両側の排水から伸びる法面保護については、今回の工事ではブルーシートでのり面を保護するものとし、次年度以降、植生を計画しております。

標準断面図の道路の左側に点線で囲っている、この③部分でございますが、その部分の拡大図が図面右下に示している③道路構造図となり、下から凍上抑制層、厚さ55センチ、その上に下層路盤、厚さ15センチまでを今回の工事で施工いたします。来年度以降の工事で、その上の上層路盤工5センチ、基層4センチ、表層3センチの計3層の舗装工事を予定しております。

なお、別途お手元に参考資料といたしまして、5月25日に執行いたしました指名競争入札結果を配付させていただいておりますので、ご参照願います。

以上、簡単な説明ではございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（佐藤議員） これより質疑を行います。ございませんか。

8番、南谷議員。

●南谷議員 工事請負金額1億1,000万円についてお尋ねをいたします。

平成30年度の一般会計予算、この資料の31ページに今年の床潭・末広間道路の整備工事で道路改良舗装、それから地すべり対策工、地すべり観測調査一式、支障物件移

転補償を含めまして、今年度は4億1,500万円の当初計上となっております。

残念ながら、先ほどの説明でもありました、7番委員さんの質問に対しまして答弁があつて聞いていたのですけれども、今年度の社会資本整備総合交付金のほうが半分くらいしか来てないということで、数字をメモしきれなかったものですから、道路の関係につきましては、この1億1,016万円で終わりなのかどうなのか。これ以外にも、半分くらいということは、もう1億円くらいあると思うのですけれども、本年度、約2億円くらいの数字の、ある程度の分かる数字を教えてください。ですから、たまたま道路の舗装関係では、改良関係ではこの部分だけで、それ以外はどういう工事をされるのか。

まず、この2点について。今年、実際に社会資本整備総合交付金が来た、予定されている国からの内示のあつた数字と、それから1億1,000万円、ここで計上されていますけれども、それ以外にも恐らくあつたと思うので、それはどういう工事にされるのか。この2点についてお尋ねをさせていただきます。

●議長（佐藤議員） 建設課長。

●建設課長（水上課長） はじめに、当初予算と今回国から示された額、数字で説明させていただきます。

当初予算については、全体で事業費4億1,500万円、委託料として1,400万円、工事費として3億8,903万9,000円、補償費696万1,000円、事務費500万円、合計4億1,500万円ということです。このたび、約51%の国から内示がございまして、事業費で換算いたしますと、全体で2億1,328万8,000円となります。

これで、まず地すべり調査費が当初は1,400万円でしたが、済みません、内示が来てた段階で、その金額に見合うように当初予算での事業量、あとこの工種等を参考にしながら内示に合うような形で中身の調整が必要となってきます。そのため、当初は委託料1,400万円が今回は1,544万2,000円。工事費、当初が3億8,903万9,000円が1億8,310万3,000円。当初補償費696万1,000円が974万3,000円。当初事務費500万円は調整後も500万円。合計2億1,328万8,000円と。

また、その事業の量、内容でございまして、工事費、当初3億8,903万9,000円の中身であります。改良と舗装工事、延長が385メートル、幅員5.5メートル。それと地すべり対策工3カ所、これの合計が工事費3億8,903万9,000円としたところ、今回の調整によって舗装工事は今回行いません。改良工事と地すべり対策工合わせて1億8,310万3,000円。そのうち、今回この議案第51号の道路改良工事、税込みで1億1,233万800円、これを改良工事で使うものですから、あと残りについては、今の計画では地すべり対策工、またはその事業費の調整等によって、法面を一部植生する、または一部舗装工事も発注する等が今後出てくるのではないかと考えています。

●議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。

●南谷議員 51%にとどまりましたよ。2億1,300万円ですよ。ですから、この2億1,300

万円の中の、今回の工事費で1億1,000万円だよということは分かったのですけれども、その上でお尋ねをさせていただきます。

実際のところは欲な話なのですけれども、今年、平成30年度はあと追加補正とか、そういう可能性というのはないのでしょうか。社会資本整備でも、ほかの財源でも、そういうことがあるのか、可能性があるのかないのか。今年の床潭・末広間道路の思いというのは、私も非常に強いものがあるのですが、大体今年は、この2億1,300万円よりも、状況が変われば可能性はゼロではないかもしれないけれども、今の時点では今年はこれがいっぱいですよと、こういう理解をせざるを得ないのかなと判断をしているのですが、この辺まづいかがでしょうか。

その上でお尋ねさせていただきます。先ほども7番議員さんが伺っておりました。今年も、なるべく私も同じ思いだと思うのですけれども、当初予算で大きな数字、なるべく短い期間、3年間で上がるようにということで、社会資本整備、結果的には半分しか来なくても、当初予算での半分しか事業ができなかったなんだと、そういうことではなくて、国へのアピールをしていく部分でも、その強い思いをぶつけて、100%ぶつけていると、こういう捉え方をしているのですが、この考え方について改めてお尋ねをさせていただきます。

まず、この1点についてお願いします。

●議長（佐藤議員） 建設課長。

●建設課長（水上課長） まず、事業費の増額の可能性の関係でございますが、事業上は事業調整、要は全道で同じような工事を執行したときに、入札の差金であるとか、もろもろの余ったお金を北海道内で調整することはできます。ただし、そういう調整というのは、ある程度事業がもう執行、もしくは完了しないと明確な額というのは決まってこない。毎年10月、もしくは11月にそういう額が決まったにしても、この厚岸町の場合は、この冬期間の施工になってしまうものですから、実際にはその辺での調整は難しいだろうと判断しています。

また、2点目のこの51%。これについては、毎年厚岸町では、この道路の重要性、さらには、これを始まる前は、この北海道の知事代行によつての引き続きの厚岸町の事業ということで、この北海道に対しては理解を求めるとともに、要望は出しているということは間違いございません。ただし、この北海道としてもそういう場所、その重要性のある場所がいっぱいあって、どうしてもその場所に集中的に張りつけるということが難しいということで、大体話に聞くと、ほぼ均等に各自治体のほうに配分を行っているという状況ですので、厚岸町としては当然、短期間に事業効果を求めるために、早くは完了したいという気持ちは十分言っているのですけれども、最終的には国、北海道の判断だと考えています。

●議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。

●南谷議員 次にまいります。

33ページでございます。33ページ、図面になっているのですけれども、ここで2点ほどお尋ねをさせていただきます。

まず、1点目なのですが、このS P 1,700ってあります。このS Pって何なのかよく分からないので、この説明をしてください。

それから若干山側に、その道路が現道よりも上がっていると思うのですが。それから上のほうに道路の上部、空白地ありますよね。その上に法面があると思うのですが、この辺の状況について、現在の状況とどうなるのか、この図面に基づいて、もう少し詳しい説明をしてください。

それから2点目でございます。たしか、この前にイーモント号の標識が立っていると思います。景観も非常に素晴らしいところだと思います。この景観のよいところで、この関係について、以前に質疑をさせていただきました。本当に景観もよいところで、車がとまれるように、せっかく大きなお金かけなくても観光に流用していかなければならない厚岸町でございますが、まだまだ先だと思っているのですが、このちょうど、ここに差しかかってまいりました。

建設課だけの問題では私はないと思っております。観光振興のためにも、担当課は今回、この図面を見て何もないのでしょうか。私は観光を売り出す厚岸町として、少なくとも駐車スペースはどうのこうのというものを若干でも整備するべきでないかと、こういうことを一般質問したはずなのです。その辺について担当課としてどのように考えて、観光の面でどのように、全然協議があるのかないのか。その辺について答弁を求めます。

●議長（佐藤議員） 建設課長。

●建設課長（水上課長） まずはじめに、このS P 1700とは何ぞやということです。これは、要は道路工事のときに、測点ということで工事の始まりB Pゼロ。そしてS P 100、200という、工事の測点ということで、今回はこの終点はS P 2000ということで、要は起点をゼロとしてメーター数で表した数字となっております。

また、このS P 1700付近の計画でございますけれども、この太線で書いているのが計画でございます。これから少し、要は下側に細い、この道路の形態を書いているのですけれども、これが現道となります。ですから、大体现道から比べると、要は上側、山側に、道路1本以上ですから15メートルぐらい山側に、今度は大きなカーブ、道路が造られる状況となります。

また、高さについてでございますが、この場所から今終点、S P 2000の場所に道路が結ばれる形となります。現況は急勾配なものですから、このS P 1700付近では現地盤から約3メートル程度堀下がる状況となります。

また、さらに現況が、今ドコモの何かアンテナみたいなものが設置されているのですけれども、今そこの脇、ちょうど車5台くらいですか、何か駐車できるスペースがございますが、この図面のとおり、大体同じような面積が確保できるように、そういう平地の造成を道路工事とあわせて行う計画でございます。

最後になりますけれども、このカーブ部分にイーモント号の標識が設置されてお

ます。道路工事の図面を見ると、このイーモント号の標識、直接掘削等の影響範囲からは外れるものだろうと今現在は想定しております。しかし、今現在は道路とほぼ真っ平らな状態の中で標識があって、そこから観光客の方は見ているような状況にあって、今度これが3メートルぐらい下がるとなると、その道路上からは、海方向には全く要は見えない状況になってしまうと。

これについては、ちょっと事前に関係課と協議を行って、このイーモント号の標識が中途半端にぼつんと残るというのではなく、道路工事にあわせた中で一度現地のほうに行って、どういうふうに通路を造ればいいのか。どういうふうに広場を造ればいいのか。それは工事の最中に現場に実際に行ってみて、その中で、この方向性を明確にしようという事前の打ち合わせについてはやっています。

●議長（佐藤議員） 簡潔にお願いします。

8番、南谷議員。

●南谷議員 建設課ばかりと、さっきの答弁では観光課を担当する所管はどうなのでしょう。一緒にやる気はあるのでしょうか、ないのでしょうか。この1点だけ。

●議長（佐藤議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） この計画図を建設課から示されたときに、観光を所管してる私としては、このまま工事が完成してしまうと現状不都合が生じるということで、直ちに建設課のほうに、この打ち合わせに入らせていただきました。

結果として、今建設課長が申し述べたように、この図面は、設計がもうでき上がっているわけですから、あとは現場で対応は可能であろうということで、まちづくり推進課としてはこれを契機にして、今よりもいい状況を担保できる方向性で調整したいと申し入れをしておりますし、これはもう課を超えて、国際交流上も大事な場所ありますから、たびたび重要な方々もここに立ち寄る場所でもございますから、観光面、それから国際交流面としても大事な場所ということで、これをきちんと保存して、きちんとした形で皆さんがここに立ち寄れるような状況を担保していきたいと考えているところでございます。

●議長（佐藤議員） 他にございませんか。

（なし）

●議長（佐藤議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり決しました。

- 議長（佐藤議員） 日程第8、議案第52号工事請負契約の締結についてを議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
建設課長。

- 建設課長（水上課長） ただいま上程いただきました、議案第52号工事請負契約の締結について、提案内容をご説明申し上げます。
議案書34ページをお開き願います。
議案第52号工事請負契約の締結についてでございます。次のとおり、工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。
厚岸町防災行政無線設備は、平成6年度から平成8年度にかけて整備し、災害、その他緊急時における情報の正確かつ迅速な伝達及び町の広報活動の円滑化を図り、防災と住民福祉の向上に役立ててまいりました。
現在の設備は整備後22年以上が経過し、老朽化による腐食や変形、液漏れと一部の地域では受信状況が悪い状況にあり、ほかの場所でも起こり得る電波障害を個々に克服していくことは困難であること、及び不要電波が無線を使う機器に悪影響をもたらすことから、無線設備規則の一部改正により、平成34年11月末までに新たな表土規格に対応できる新スプリアス規格に適合させる必要があります。
また、光栄地区は平成24年6月に北海道が公表した津波浸水域内に入るため、屋外拡声器設置が望ましいことから、事業を3年計画として整備の更新を行うものであります。
契約の内容であります。1、工事名。防災行政無線（同方形）デジタル化整備工事（その1）。
2、工事場所。厚岸町湖北地区。
3、契約の方法。地方自治法施行令第167条第3号による指名競争入札で、釧路根室管内7者の参加によるものでございます。
4、請負金額。金1億5,422万4,000円。
5、請負契約者は、高部栗林経常建設共同企業体。代表者は、標津郡中標津町共立1番地11、高部電気株式会社。構成員として、厚岸郡厚岸町真栄2丁目67番地、栗林電機株式会社であります。
35ページをお開き願います。
参考といたしまして、工事の概要であります。親局の更新が1局で、設置場所は役場庁舎3階防災無線室。
2として、遠隔制御設備の更新が1局で、設置場所は厚岸消防署2階防災無線室。
3として、再送信子局の新設が1局で、設置場所は上尾幌。

4として、屋外拡声子局の更新が9局、新設が1局、計10局であります。設置場所は更新が役場、門静、白浜、宮園、真栄、中央、港町、苫田1、苫田2、宮園北。新設が光栄となっております。

2、工期であります。着手は契約締結日の翌日。完成は平成31年2月28日までとするものであります。

3、参考図として位置図、システム構成図は別添説明資料のとおりでございます。36ページをお開き願います。

位置図であります。親局1局、遠隔制御設備1局、再送信子局1局、屋外拡声子局10局の位置を示しております。

本工事の施工場所は全て湖北地区であります。

37ページをお開き願います。

システム構成図であります。中央の斜線で塗りつぶしている部分は、この次の議案、第53号に係る部分であります。本件の工事は斜線で塗りつぶしていない部分を示しております。図面左側の中央部分は親局で、上部の子局設備を通して中央斜線部分の中継局を介し送信する災害情報や行政情報を右側の各地区に設置する屋外拡声子局と各家庭等に設置している個別受信機を介して放送するための設備であります。

図面左側の下部分の遠隔制御設備は、災害対策本部を厚岸消防署内に設置した場合に、親局を厚岸消防署で操作ができる装置であります。

右下の再送信子局は、中継局から遠く、電波を直接受信することが困難な上尾幌地区において、各家庭の戸別受信機で受信できるよう、電波を中継する設備であります。

なお、別添、お手元に参考資料といたしまして、5月25日に執行いたしました指名競争入札結果を配付させていただいておりますのでご参照願います。

以上、簡単な説明ではございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（佐藤議員） これより質疑を行います。ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（佐藤議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

●議長（佐藤議員） 日程第9、議案第53号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
建設課長。

- 建設課長（水上課長） ただいま上程いただきました、議案第53号工事請負契約の締結について提案内容をご説明申し上げます。

議案書38ページをお開き願います。

議案第53号工事請負契約の締結についてでございます。次のとおり、工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

当該整備工事の背景、目的については、先ほど説明させていただきました議案第52号の防災行政無線（同方形）デジタル化整備工事（その1）と同様でありますので、割愛させていただきます。

契約の内容でございますが、1、工事名、防災行政無線（同方形）デジタル化整備工事（その2）。

2、工事場所、厚岸町湖南地区。

3、契約の方法、地方自治法施行令第167条第3号による指名競争入札で、釧路根室管内7者の参加によるものでございます。

4、請負金額。1億4,493万6,000円。

5、請負契約者はサンエス西口経常建設共同事業体。代表者は釧路市星が浦大通り1丁目7番1号、サンエス電気通信株式会社。構成員として厚岸郡厚岸町湾月2丁目361番地、株式会社西口電機商会であります。

39ページをお開き願います。

参考といたしまして工事概要であります。中継局の更新が1局で設置場所は愛冠。屋外拡声子局の更新が10局であります。設置場所は奔渡西部、奔渡東部、松葉、若竹、湾月、梅香、筑紫恋、末広、床潭、小島となっており、いずれも既存設備の更新であります。

2、工期であります。着手は契約締結日の翌日。完成は平成31年2月28日までとするものであります。

3、参考図として位置図、システム構成図は別添説明資料のとおりでございます。

40ページでございます。

位置図でございます。中継局1局、屋外拡声小局10局の位置を示しております。

本工事の施工場所は全て湖南地区となります。

41ページをお開き願います。

システム構成図であります。斜線で塗りつぶしている部分は、さきの議案第52号に係る部分であります。本件の工事は斜線で塗りつぶしていない部分となります。図面中央の中継局は親局の設置が放送波で地域全体をカバーするには不向きであるため、広範囲に電波を発するための設備でございます。

図面右上の屋外拡声子局は親局から中継局を介して送信される放送を受信したり、ローカル放送を行うための設備であります。

なお、別添、お手元に参考資料といたしまして5月25日に執行いたしました指名競争入札結果を配付させていただいておりますので、ご参照願います。

以上、簡単な説明ではございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長（佐藤議員） これより質疑を行います。ございませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（佐藤議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

休憩いたします。

再開は3時30分からといたします。

午後2時59分休憩

午後3時30分再開

- 議長（佐藤議員） 本会議を再開いたします。

日程第10、議案第54号町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税財政課長。

- 税財政課長（星川課長） ただいま上程いただきました議案第54号町税条例等の一部を改正する条例の制定について、その提案理由をご説明申し上げます。

議案書42ページをお開きください。

今般、国は平成30年度地方税制改正として地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令を平成30年3月31日に公布し、原則として同年4月1日から施行しました。

この法律の施行に伴い、平成30年度の町税の課税事務にかかわり、改正法と同日に施行しなければならない部分に関しましては、さきの専決処分により報告し、ご承認をいただいているところでございますが、それ以外について今後の施行を要する部分につきまして、本定例会に提出するものであります。

改正内容の説明につきましては、別紙お手元に配付の議案第54号、説明資料①及び②でご説明申し上げます。

この議案は、町税条例の一部を改正する条例として5条にわたり、町税条例等の一部を改正する条例として1条、合わせて6条で構成しております。

それでは、説明資料①の新旧対照表をご覧ください。

1ページになります。

第1条町税条例の一部改正であります。

第16条は町民税の納税義務者等の規定で、第1項の改正は地方税法の改正に合わせた字句の改正であります。同条第3項は人格のない社団等については停止申告義務化に係る規定を適用しないとする規定の整備で、施行期日は平成32年4月1日であります。

第17条は個人の町民税の非課税の範囲の規定で、障害者、未成年者、寡婦に対する非課税措置の所得要件の引き上げに伴う規定の整備で、施行期日は平成33年1月1日であります。なお、同条第2項のうち、控除対象配偶者の定義の変更に伴う改正につきましては、平成31年1月1日から施行され、均等割り、非課税限度額の引き上げに伴う改正につきましては、平成33年1月1日から施行となります。

第28条の2は次ページにわたり、所得控除に関する規定で、基礎控除に所得要件を創設する規定の整備で、施行期日は平成33年1月1日であります。なお、基礎控除を受けることができるのは、前年の合計所得金額が2,500万円以下の納税義務者となります。

第28条の6は調整控除に関する規定で、調整控除に所得要件を創設する規定の整備で、施行期日は平成33年1月1日であります。なお、調整控除を受けることができるのは、前年の合計所得金額が2,500万円以下の納税義務者となります。また、第1号及び第2号の改正につきましては、地方税法の改正に合わせた字句の改正であります。

第29条の3は次ページにわたり、町民税の申告に関する規定で、地方税法の改正にあわせた字句の改正のほか、年金所得者に係る配偶者特別控除の申告要件の見直しに伴う規定の整備で、施行期日は平成31年1月1日であります。

第33条の7は法人の町民税の申告納付に関する規定で、新たに追加となった第10項から第12項までの規定内容につきましては、資本金が1億円を超える法人等に対して停止申告の義務化を規定する整備で、施行期日は平成32年7月1日であります。また、このたびの改正で項が追加となったことから、同条第1項において字句の改正を行っております。

改正後の第79条から7ページの第85条まではたばこ税に関する規定であります。はじめに79条は、地方税法の改正にあわせて製造たばこの区分を新たに創設するもので、たばこの区分として加熱式たばこが新たに追加となっております。施行期日は平成30年10月1日であります。

次ページ、第79条の2は、町たばこ税の納税義務者等に関する規定で、前条の創設に伴う条の繰り下げであります。施行期日は平成30年10月1日であります。

第80条の2は、第79条において、新たに加熱式たばこの区分が追加されたことに伴うもので、加熱式たばこを製造たばこと見なす規定の整備で、施行期日は平成30年10月1日であります。

第81条は6ページにわたり、たばこ税の課税標準に関する規定で、加熱式たばこが

新たに製造たばことして規定されたことを受けて、この加熱式たばこに係る紙巻きたばことしての換算方法についてを規定するもので、施行期日は平成30年10月1日であります。

この換算方法について概略で申し上げます。加熱式たばこを紙巻きたばことして換算する場合は、たばこの重量によるものと、たばこの価格によるものに区分され、その割合は1対1で換算することとされております。なお、この換算方法にあつては、5年間で段階的に移行するものとされ、段階ごとの換算方法につきましては、この後の改正上でご説明申し上げます。

第82条は、たばこ税の税率に関する規定で、地方税法の改正にあわせて1,000本当たりの税率5,262円を5,692円に改めるもので、施行期日は平成30年10月1日であります。なお、この税率は地方税法の改正にあわせて、3段階で引き上げられ、1回目の引き上げとなります。

第83条は、たばこ税の課税免除に関する規定で、先の第79条の改正に伴う引用条項番号の改正で、施行期日は平成30年10月1日であります。

次ページ、第85条は、たばこ税の申告納付の手續に関する規定で、先の第81条第1項において定義語を置いたことによる規定の整備で、施行期日は平成30年10月1日であります。

次に、附則の改正であります。

附則第5条は個人の町民税の所得割の非課税の範囲等の規定で、地方税の改正にあわせて所得割非課税限度額を引き上げる規定の整備で、施行期日は平成33年1月1日であります。

附則第10条の2は固定資産税に係る規定で、地域決定型特例措置、いわゆるわがまち特例における対象施設の追加及び特例割合を規定するものであります。現行の第19条の次に第20項として、中小企業者が生産性向上特別措置法に基づく市町村計画に合致した施設整備等を行った場合についてを規定するもので、特定割合については改正された地方税法を参酌し、ゼロと規定しております。なお、この特例措置の期間は3年間とされ、施行期日は生産性向上特別措置法の施行日からとなっております。また、この項の追加に伴い、改正前の第20項が繰り下げとなっております。

次ページ、附則第17条の2は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡取得に係る町民税の課税の特例に関する規定で、租税特別措置法の改正に伴う引用条項番号の改正に伴う改正で、施行期日は平成31年1月1日であります。

続きまして、第2条として町税条例の一部改正であります。

第81条はたばこ税の課税標準の規定で、先にたばこ税の区分として新たに加熱式たばこが追加され、この加熱式たばこの課税にあつては、5年間で段階的に紙巻きたばこの本数として換算する旨、ご説明申し上げます。この改正は、その5年間のうち、移行2年目としての換算方法についてを規定するもので、施行期日は平成31年10月1日であります。

続きまして、第3条として町税条例の一部改正であります。

第81条は先の第2条の改正と同様の改正で、加熱式たばこの紙巻きたばことしての本数の換算方法について、移行5年目のうち、3年目における換算方法を規定するも

ので、施行期日は平成32年10月1日であります。

次ページ、第82条はたばこ税の税率に関する規定であります。この改正につきましても、前段地方税法の改正にあわせて3段階で改正する旨をご説明申し上げます。このたびの改正は、移行2段階目として1,000本当たりの税率5,692円を6,122円に改めるもので、施行期日は平成32年10月1日であります。

続きまして、第4条として町税条例の一部改正であります。

10ページまでわたりますが、第81条は先の第2条及び第3条の改正と同様で、加熱式たばこの紙巻きたばことしての本数の換算方法について、移行5年目のうち、4年目における換算方法を規定するもので、施行期日は平成33年10月1日であります。

第82条はたばこ税の税率の改正について3段階目となります。1,000本当たりの税率6,122円を6,552円に改めるもので、施行期日は平成33年10月1日であります。

続きまして、第5条として町税条例の一部改正であります。

第80条の2は、加熱式たばこを製造たばこのみならず場合の規定で、引用条項番号の改正に伴う改正で、施行期日は平成34年10月1日であります。

第81条は11ページまでわたりますが、先の第2条から第4条までの改正と同様で、加熱式たばこの紙巻きたばことしての本数の換算方法について、移行5年目のうち、最終年次となることから、これまでの換算方法の規定部分を削除するものであります。

また、この移行年限の終了に伴い、同条第3項中第1項が削除となり、これにより同条同項中第2号以降が1号ずつ繰り上げとなっております。同条第4項から第8項までの改正につきましても移行年限の終了による関係規定を整理するもので、同条第9項につきましても移行年限の終了による項の削除であります。

同条第9項は、項の削除に伴う項番号の繰り上げであります。

施行期日は平成34年10月1日であります。

続きまして、第6条として町税条例等の一部改正であります。

この改正は、先の平成27年第3回定例町議会において議決をいただいた町税条例等の一部を改正する条例（平成27年厚岸町条例第24号）で定めた附則の施行期間中旧3級品のたばこに係る特定税率の経過措置期間が地方税法において延期されたことによる改正であります。

改正概要としましては附則第6条第2項では、次ページにわたり、旧3級品に係る特定税率の経過措置について、その期間が平成31年3月31日から同年9月30日に延期されたことによる改正であります。同条第4項は引用条の改正、同条第13項及び第14項は特定税率の経過措置期間の延期に伴う手持ち金課税の税率及び申告手続に係る規定の整備であります。

これまでたばこ税の改正内容をご説明申し上げますが、この改正概要を一覧にしたものを説明資料②にまとめておりますので、参考としてください。

議案書48ページに戻りまして附則であります。

第1条は49ページにわたり施行期日について、第2条は町民税について、第3条から54ページ、第9条については町たばこ税に係る経過措置等の規定であります。

以上、簡単な説明でございますが、議案第54号の提案説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長（佐藤議員） これより質疑を行います。ございませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（佐藤議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

- 議長（佐藤議員） 日程第11、議案第55号厚岸町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

- 保健福祉課長（阿部課長） ただいま上程いただきました、議案第55号厚岸町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由及び内容についてご説明申し上げます。

議案書57ページでございます。

このたびの条例改正は、本年8月1日から施行される介護保険法施行令等の一部を改正する政令における介護保険法施行令の一部改正、及び本年4月1日から施行された介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令における介護保険法施行規則の一部改正による改正であります。

本条例の一部改正の内容につきましては、お手元に配付の議案第55号説明資料、厚岸町介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。

新旧対照表によりご説明申し上げます。

第2条第1項第6号アは、現在介護保険料の所得段階の判定について、合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除して得た額を用いることとしているところ、介護保険の自己負担割合及び高額介護サービス費等の所得段階の判定に用いる合計所得金額についても同様の取り扱いとすることと拡大されたことにより、特別控除額の定義であった介護保険法施行令の第38条第4項が削除され、新たに追加された第22条の2第2項に当該定義が移行したことから、引用条番号を改正するものであります。

次に、第17条第2項は指定地域密着型サービス事業者等の指定について看護小規模多機能型居宅介護の指定は、法人に加え医療法の許可を受けて診療所を開設している者も認めることとする改正であります。

なお、現在町内にはこれに該当するサービス事業所はありません。
議案書の57ページをご覧ください。

附則でございます。この条例中第2条第1項の改正規定は、平成30年8月1日から。
第17条第2項の改正規定は公布の日から施行するものでございます。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認をいただきますようよろしく
お願いいたします。

●議長（佐藤議員） これより質疑を行います。ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（佐藤議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

●議長（佐藤議員） 日程第12、議案第56号厚岸町デマンドバス条例及び厚岸町スクー
ルバス条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町民課長。

●町民課長（石塚課長） ただいま上程いただきました、議案第56号厚岸町デマンドバス
条例及び厚岸町スクールバス条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と
条例案の内容についてご説明申し上げます。

議案書58ページをお開き願います。

議案第56号厚岸町デマンドバス条例及び厚岸町スクールバス条例の一部を改正する
条例であります。

本2件の条例については、町民の日常生活を支える交通手段を確保し、安心して継
続的に居住できる環境整備に向けて、厚岸町デマンドバス条例では新たな公共交通と
して、比較的利用が少なく、定期交通路線のない地域において予約により運行するデ
マンドバスを実施するため、また厚岸町スクールバス条例では町内小中学校に通学す
る児童生徒及び地域住民の交通手段を確保するため、それぞれの運行に必要な事項
について定めた条例で、本年の第1回定例会で可決いただいたところであり、10月
1日から施行するものであります。

このうち、厚岸町デマンドバス条例については、第1回定例会の審議において、利
用方法に関する規定の表現に、町民から見たときに分かりづらい部分があるとのご指

摘があったことから、その部分について極力分かりやすい表現とするため、関係規定を改めようとするものであり、あわせて住民利用に関し規定している厚岸町スクールバス条例についても同様に改めようとするものであります。

条例の改正内容につきましては、別に配付しております議案第56号説明資料、厚岸町デマンドバス条例及び厚岸町スクールバス条例の一部を改正する条例新旧対照表により行わせていただきます。

新旧対照表の1ページをご覧ください。

第1条は厚岸町デマンドバス条例の一部改正であります。

第3条第3項の改正はデマンドバスの運行日を規定する文言を整理し、第4条の改正はデマンドバスの予約をする期日と時間について、それぞれ分かりやすくなるよう文言の整理をしたものであります。

第2条は厚岸町スクールバス条例の一部改正であります。

第4条第3項及び第4項の改正はスクールバスの住民利用の予約をする期日と時間について、デマンドバス条例の改正と同様の内容に文言の整理をしたものであります。

議案書59ページにお戻りください。

附則であります。この条例は公布の日から施行するとするものであります。

以上、大変簡単な説明ではございますが、提案理由の内容の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

●議長（佐藤議員） これより質疑を行います。ございませんか。

1番、大野議員。

●大野議員 この条例の改正には特別ないのですけども、運用についてちょっとお聞きしたいのんですけども。

昨年、実証実験を行ったときに、前の日に予約しますよね。そうすると、4時までで予約終了で、その後、予約した人に確認の電話か何かを入れていたのでしょうか。僕、ちょっと利用していないので分からないのんですけども。その確認時間が何時ころだの、時間に拘束されると、その間買い物も行けないしという、何か不都合が生じるのでしょうか。という、一部の町民から言われたので、その確認方法、ちょっと何か考えていただけたらと言われたのんですけども。その点、どうお考えでしょうか。

●議長（佐藤議員） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） 予約の確認方法についてでございますが、実証試験時に行ってきましたのは、4時までに予約をいただき、その日の5時、運行日の前となる5時までに利用される方に折り返し電話をさせていただきます、実際にその場所に行く時間について確認をするということを行ってきております。

なお、10月からの運行の部分についても同様の方法で行う予定でございますが、買い物等行けないということもございますので、実証試験、それから本格的な運行についても極力その連絡のつく電話番号を教えてください、運行の委託をする会社から

直接連絡をとらせていただきたいと思いますと考えてございます。

●議長（佐藤議員） 1番、大野議員。

●大野議員 今は携帯持っている人なら携帯電話とかでもいいのでしょうかけれども、やはりその拘束されるのが嫌だとかと、わがままといえばわがままなのですけれども、なるべくやはり町民の意向を聞いて運用していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

●議長（佐藤議員） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） 基本的には自宅、もしくは携帯電話の番号をお聞きして連絡がとれるようにしたいと考えてございます。なお、とれない場合、どうしてもあろうかと思いますが、それについては5時までとは限らず、とれる時間にとれるよう、工夫をしてみたいと思います。

●議長（佐藤議員） 他にございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（佐藤議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

●議長（佐藤議員） 日程第13、議案第57号財産の取得についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

●総務課長（松見課長） ただいま上程いただきました、議案第57号財産の取得について、その内容をご説明申し上げます。

このたび取得しようとする財産は、厚岸消防団第1分団床潭部に配備される小型動力ポンプ積載車であります。これは、平成30年度特定防衛施設周辺整備調整交付金を活用して購入取得するもので、この交付金制度に基づき町が購入した上、契約により厚岸消防署へ管理を委託するものであります。

現在、第1分団床潭部には、小型動力ポンプ積載車1台が配備されておりますが、

購入から25年を経過し、車体の腐食、エンジン出力低下と動力ポンプの劣化が著しいことから、車両を更新し、火災発生時に迅速かつ効果的な消火活動により、延焼拡大を防ぐため、その取得に当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

それでは、議案書の1ページ、下記の部分をご覧ください。

1の財産の種類は、物品であります。

2の名称及び数量は、小型動力ポンプ積載車1台であります。

3の契約の方法は、地方自治法施行令第167条第1号による指名競争入札で、道内に消防自動車の製造と性能試験ができる工場を有する5社を指名し、入札を執行しております。

4の取得価格は、金1,614万6,000円也であります。

5の契約の相手方は、札幌市白石区東札幌5条5丁目14番12号、山崎自動車株式会社であります。

続いて、取得予定の小型動力ポンプ積載車について、次ページの参考資料により簡単にご説明いたします。また、3ページの型式図をあわせてご参照いただきたいと思います。

それでは2ページをご覧ください。

1の車両概要については、型式がキャブオーバー型ダブルシート型四輪駆動。エンジンが2,999CCのディーゼルエンジン。乗車定員が5名。全長4.900メートル。全幅が1.690メートル。全高が2.670メートルであります。

2の主な主要装備について、ポンプ性能はB2級で毎分1,000リットルの放水量を有するポンプを2台装備しております。また、空気呼吸器一式、はしご昇降装置として2連アルミ製はしご、三脚付き移動用照明とコードリール付きの照明器具を装備するほか、車両左右にホースなど必要資機材を格納するスペースを確保できる構造となっております。

3の納入期日は、平成31年2月28日としております。

なお、資料として6月4日に執行した指名競争入札の結果を配付しておりますので、参考にしてください。

以上、簡単な説明であります。ご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

●議長（佐藤議員） これより質疑を行います。ございませんか。

3番、堀議員。

●堀議員 平成29年度に厚岸町も関係する地方公共団体において、特殊車両の購入において、納入期日までに車両の納入がされずに損害を与えたという事例がありました。それで、今回この議案に載る契約の相手方がその相手ではないので、それについては安心するところではあるのですけれども、資料として出ています指名競争入札結果の中には、その損害を与えた業者が入札の参加業者として参加しております。

万が一、同じような損害を与えた業者が契約の相手方になった場合ということ考

えたときには、当然契約の適正が非常に心配されるころではあり参加業者を選考する段階において、選考においては、やはりもっと厳密な取り扱いをしていただいたと思うのですが、この点について、例えばそういう近隣でも、そういう不的確な契約の履行がされた中での指名停止とか、やはりそういうものをもっと厳格に扱っていただきたいと思うのですが、この点についてどのように考えているのかお聞かせ願いたいと思います。

●議長（佐藤議員） 休憩します。

午後 3 時 59 分休憩

午後 4 時 1 分再開

●議長（佐藤議員） 再開します。課長、ちょっとお待ちください。
どうぞ。

●総務課長（松見課長） 申しわけございません。

この納入業者の指名選考をしていただく前に、厚岸消防署とももちろん業者について打ち合わせをさせていただきました。その際に、この事務の業者が、この業者の責めによらず、この業者に納入すべき製造者が納期に間に合わなかったということで、直接的には請負業者の責めではなかったということでありました。

これを当町の建設工事請負契約以外の契約に係る指名停止基準に照らし合わせました結果、この当町の指名停止基準の中には、そられのことに触れておりませんので指名が妥当であると、そのように選考委員会で諮られたようでございます。

●議長（佐藤議員） 3 番、堀議員。

●堀議員 理由が妥当であるかというのは、どういう理由かというのがいろいろあると思うのですが、ただ、いずれにしても損害を発生させたのです。ですから、やはり少なくとも丸きり無罪というふうには、私はしてはいけないと思うのです。少なくとも、契約する段階では、当然、その納入の期日も見越した中で契約をするわけなので、それができない業者に対しては、やはり何らかのペナルティーが科さなければならないと思うのです。

もし、規定としてそれが無いのであれば、やはりそういうものの中で厳格な、適正がされるように改正なりをしていただかなければ、私方も安心してこういう物品や工事の契約行為に対しての承認も安心してできないと思うので、ぜひ検討していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） 総務課長。

●総務課長（松見課長） 議員おっしゃることも今後、区切りといたしますか、北海道等で取り扱うことかどうかというのはまだ聞いておりませんが、現在の指名停止というのは悪質な業者、つまり契約の不履行というのはいろいろなことが原因で考えられます。その中で、現在の指名停止基準は悪質なもの、あるいは工事が粗雑であるとか、そういったものは厳罰に処しているのですけれども、この今回の場合は、それらの悪質な行為、故意に起こしたとか、そういったことには当てはまらないという判断といたしますか、そのような方は、この指名停止基準には当てはまっていない。これについては、当町独自の指名停止基準ではありますけれども、近隣町村、あるいは北海道にほぼ類似した形で整備しておりますので、何とかご理解をいただきたいなど、このように思います。

●議長（佐藤議員） 3番、堀議員。

●堀議員 ですから、悪質ではないにしても、少なくとも十分な納入期間というものがあつた中で、最初に、例えば3月31日とか2月28日に納入ができるのだということで相手方も契約しているのです。それが、仮にその後でどうこう、向こう側で状況が変わる、変わらないというのは、これは当然向こう側の責めなのです。

例えば、悪質ではないのだと認めて1年間、それでは例えば、本契約においても1年間おくれるような状況があつたときに、補助金の申請や何かも全部変わってしまうような状況が損害として与えられるようなときに、その業者が本当に信頼されて発注できるのかと、私だと心配するのです。

どんなに相手方に100%悪意がなかったにしても、やはりペナルティーはペナルティーとして厳格に入札行為は、扱っていただかなければいけないと思うので、ぜひこの点については検討していただきたいと思います。

●議長（佐藤議員） 副町長。

●副町長（會田副町長） 議員のご指摘も踏まえまして、慎重に入札、業者について今後対応してまいりたいと考えます。

●議長（佐藤議員） 他にございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（佐藤議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

- 議長（佐藤議員） 日程第14、意見書案第2号中標津町への北海道立林業大学校設置に関する意見書を議題といたします。

職員の朗読を行います。

- 議事係長（福田係長） 意見書案第2号中標津町への北海道立林業大学校設置に関する意見書。

上記議案を次のとおり提出する。

平成30年6月6日。

提出者、厚岸町議会議員、大野利春。

賛成者、厚岸町議会議員、南谷健。同じく、室崎正之。同じく、竹田敏夫。

中標津町への北海道立林業大学校設置に関する意見書。

北海道は豊富な森林資源を背景に、造林面積や素材生産量などは全国一の規模を有している一方で、伐採・植林などの林業生産活動を担う林業労働者の高齢化等、森林づくりを担う人材の育成・確保が喫緊の課題となっています。このような状況の中、林業・木材産業への就業前に現場の作業及び管理に必要な知識や技能・技術を習得した人材を育成することにより、企業経営を支えるとともに林業生産活動などを通じた地域づくりに貢献し、北海道の林業及び木材産業の健全な発展に資することを目的に、北海道が平成32年度の開校を目指し検討している仮称北海道立林業大学校の設置は極めて重要かつ有効な施策であり、大きな期待を寄せているところです。

中標津町を含む根室・釧路管内には豊富なカラマツ、トドマツなどの人口林などを約56万ヘクタールの森林が広がっており、森林組合を含む林業事業体や製材工場を初めとしたさまざまな木材関連事業所が地域の林業・木材産業を支えています。

また、当管内は関係地に広がる北海道遺産の格子状防風林を初めとした防風林、河川や湿原の周辺の河畔林、海岸沿いの魚つき保安林など、地域の基幹産業である酪農や漁業、住民生活を保全する貴重な森林として整備されており、これらの森林資源の特徴を生かした多様で健全な森林の施業自習が可能な地域です。

さらには、世界自然遺産知床や阿寒摩周国立公園、知床国立公園、釧路湿原国立公園といった三つの国立公園を抱えており、シマフクロウ、オジロワシ、タンチョウ、イトウなどの希少な野生生物が成育する豊かな自然環境と景観の保全等、森林の持つ多面的な役割を学び、実感できる貴重な地域でもあります。

これらのことから、基幹産業である酪農と漁業、森林林業が共存、共栄し発展してきた根室・釧路管内は北海道の縮図といっても過言ではなく、この地域で林業を学ぶことにより、全道の各地域において林業生産活動などを通じた地域づくりに貢献できる人材を育成することができ、地域林業の担い手不足解消につながるものと考えます。

加えて、特に根室管内には大学、専門学校がなく、高等学校卒業後における専門教育機関の設置は地域の悲願でもあります。

つきましては、根室・釧路管内の総意として、仮称北海道立林業大学校の中標津町

への設置を強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成30年 月 日。

北海道厚岸郡厚岸町議会議長、佐藤淳一。

参考送付先、北海道知事、北海道議会議長。

- 議長（佐藤議員） 提出者であります大野議員に提案理由を求めます。

1番、大野議員。

- 大野議員 ただいま上程いただきました意見書案第2号中標津町への北海道立林業大学校設置に関する意見書でございますけれども、内容はただいま職員の朗読に尽きると思います。森林林業の果たす役割というものは、当町厚岸においても基幹産業である漁業、酪農にとっても非常に重要な業種だと思っております。

また、その林業に携わる従業者といいますか従事者が高齢化かつ若者が就業しないという状況下においては、やはりこの林業大学校の設置というものは必須だと考えております。

オール釧路・根室で、ただいま文面の末尾にも書いてありますとおり、根室・釧路総意で設置を要望していることでございますので、議員各位の深いご理解のもと、ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

- 議長（佐藤議員） これより質疑を行います。ございませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（佐藤議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

なお、本案は末尾記載の送付先に直ちに送付いたします。

- 議長（佐藤議員） 日程第15、総務産業常任委員会所管事務調査報告書を議題といたします。

今般、総務産業常任委員会において行った所管事務についての報告書が厚岸町議会会議規則第77条の規定により、委員長から提出されております。

これをもって、報告済みとさせていただきます。

- 議長（佐藤議員） 日程第16、各委員会閉会中の継続調査申出書を議題といたします。
次期定例会までの間、閉会中における継続調査申出書がお手元に配付のとおり、各委員長から提出されております。
お諮りいたします。
本申出書のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。
よって、本申出書のとおり承認することに決定いたしました。

- 議長（佐藤議員） 日程第17、議員の派遣についてを議題といたします。
お諮りいたします。
厚岸町議会会議規則第127条の規定による議員の派遣については、お手元に配付した内容により議員を派遣したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。
よって、議員の派遣については、お手元に配付した内容により派遣することに決定いたしました。

- 議長（佐藤議員） お諮りいたします。
本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。
従って、厚岸町議会会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。
ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。
よって、本定例会は、本日で閉会することに決定いたしました。
以上で、平成30年度厚岸町議会第2回定例会を閉会いたします。ご苦労さまでございました。

午後4時14分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成30年6月7日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員